



## アッ猫がいる！（二）：法哲学日本語学論考

蓮沼，啓介

---

**(Citation)**

神戸法學雑誌, 66(2):43-123

**(Issue Date)**

2016-09

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/81009615>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81009615>



神戸法学雑誌第六十六巻第二号二〇一六年九月

## アッ猫がいる！（二） ——法哲学日本語学論考——

蓮 沼 啓 介

### 第六章 幻の邪馬台国

#### —— 魏略と魏志の間

#### はしがき

魏志倭人伝<sup>(1)</sup>は三国志魏書烏丸鮮卑東夷伝倭人条の略称である。魏の曹操と呉の孫権と蜀の劉備玄徳の活躍を伝える三国志は魏書のほかに呉書と蜀書からなるが、それぞれ普通には呉志および蜀志と略称で呼ばれる。倭人条は東夷伝に含まれているが、東夷伝には三韓条なども含まれている。魏志倭人伝は漢字二十字で百六行くらいの漢文で書かれている。

魏志の著者は陳寿（233～297）という蜀に生まれた西晋の史家である。陳寿は蜀の国に仕官していたが、蜀を滅ぼした魏を乗っ取った西晋に登用され、

---

(1) 『魏志倭人伝他三篇』岩波文庫（青401-1）、1951年。研究史については佐伯有清『研究史邪馬台国』吉川弘文館、1971年。および同『魏志倭人伝を読む』上下、吉川弘文館、2000年を参照されたい。特に下巻の見開きの口絵の箇所和上海の商務印書館から北京図書館に移された残闕本である紹興刊本の『魏志』のうち倭人伝の始まりの箇所の写影が載っているので「女三國」の箇所を確認されたい。

国史を司どる役職に昇進し三国志を撰述することになる。三国志は陳寿が五十三歳になっていた西晋の大康六（285）年ころに成立している。倭人伝は膨大な三国志のほんの一部に過ぎない片隅の記録である。親魏倭王である卑弥呼が派遣した使節が魏の都に至った景初三（239）年には陳寿はまだ少年であったし、次の女王である壹與が西晋に使節を送った泰始二（266）年には30代の青年であった。邪馬台国が実際に存在していた時代に陳寿は現役の史家であり、従って、魏志倭人伝は同時代の史家によって書かれた。その意味で極めて信憑性の高い史書なのである。

それ故、陳寿の陥った間違いは後世を長く惑わすことともなった。陳寿の見た幻を後世の史家たちもまた歴史の愛好者たちも繰り返して見ることとなり、そうした間違いの繰り返しから免れなかったのである。

陳寿は日本列島が西から東に向かってのびていることに気づかなかった。陳寿は日本列島が九州から南方に向かってのびていると思い違えをしていた。無理はなかった。魏の植民都市である帯方郡から倭国に向かう記事は途中の九州北部から「南至投馬國」南に向かって進むからである。魏志倭人伝には倭国は「當在会稽東冶之東」とあるが、会稽は揚子江の川口の辺りから南の地域であり今の上海や杭州や寧波に近いし、また東冶（冶は冶の誤字）は福州とその周りである。倭国はその東にあると陳寿はいう。会稽の東に在る島といえば種子島や屋久島である。また福州の東にある島といえば沖縄本島である。陳寿は邪馬台国は九州の南に連なる種子島や屋久島やさらには奄美群島や琉球列島の島々に広がる国であると思い込んでいたわけである。要するに陳寿は琉球王国と邪馬台国を混同していたということである。

「南至投馬國」なぜ東でなくて南に進むのか。関門海峡を抜けてから、瀬戸内海を進めば舟は東に向かうが、豊後水道を進めば九州の東岸に沿って大分県の沖から宮崎県の沖を抜けて鹿児島県沖にある種子島や屋久島に至る。これが陳寿の思い描いていた航路である。

「水行二十日」舟で二十日進むと「投馬國」に着くが更に「水行十日」舟で十日進むと「邪馬台國」に到着する。陸路を進むと三十日かかる。更に三十日

かかるとすれば、邪馬台国は沖縄本島辺りに位置することとなるが、別路であるとするれば邪馬台国は奄美大島辺りにあることとなる。

陳寿の間違いがなかなか発見されなかったのには理由がある。魏志を書く際に陳寿が参考に用いた史書である魏略が早く散逸してしまったからである。

魏略は魚豢の著作である。魚豢はぎょかんと読む。魚豢は洛陽の人で魏に仕官していた。魏略の成立時点はあまりはっきりしない。志田不動磨は『倭の女王』の中で唐の劉知幾が撰した史通に「魏の時京兆の魚豢が私に魏略を撰した。事は明帝にとどまる」とあるのを引いて、魏略は魏の明帝の時代まで書いてあった史書であると解している。明帝が崩じたのは魏の景初三（239）年のことであるが、蜀の延熙二（239）年に当たる年である。この年には親魏倭王である卑弥呼が使者を帯方郡に派遣し魏に朝貢を求めている。帯方郡の太守である劉夏は倭の使者を魏の都である洛陽に送り届けた。魚豢はこの使者の到来

- 
- (2) 志田不動磨『倭の女王』吉川弘文館、1956年。56頁。張鵬一『魏略輯本』采華書林、1972年。魚豢伝の補注には「史通謂豢書事止明帝・史通有誤」（26頁）と見える。劉知幾は史通において魏略の帝紀が明帝に止まることを言っているのであり、暗に魏の命運は景初年中に尽きたと魚豢が感じていたことを仄めかしているわけであるから、魏略の逸文には陳留王奐の景元四（263）年の出来事である司馬文王の西征の記事まで見える（323頁）からと言って、史通に誤りがあるとは言えない筈である。魏と晋の境目をいつに求めるかを論ずる「晋書限斷」の際には晋書の記述を正始年間から始めるという提案も行われているが、「荀勗」はおそらくは魏略を見てこの提案を行ったものと推定される。（魚豢伝補注）。魏略の記事が景初年間で終わっている箇所が帝紀のほかにもあったと推計して置きたい。特に倭条がその例である公算が高い。

因に魏志の倭人条が正始年間で終わっているのは、魏志の初稿本では魏晋の境を嘉平年に求めていた痕跡ではあるまいか。太平御覧の倭条に引く魏志は流布本とは異なる異本であるが、あるいはこの初稿本の逸文であるのかも知れない。

なお通典の辺防一東夷上の注に見える「魏略云倭人自謂太伯之後」という記事は翰苑に引く魏略の孫引きであり、「聞其舊語」の箇所を「倭人」と杜佑が書き直したものではあるまいか。この点については『邪馬台国事典』改訂版、武光誠・山岸良二編、同成社、1998年。の関係箇所を参照されたい。

を知って使者が到来するまでの倭国の歴史を魏略に記録したと推定される。

既に失われた史書である魏略の逸文が出現したのは大正六（1917）年のことである。黒板勝美がこの年に天宰府の天満宮の宝物調査を行った際に翰苑という古書を発見した。翰苑は唐の張楚金の撰した史書であるが、内藤虎次郎の考証によれば三十巻本の史書である。

天満宮から発見された翰苑は第三十番目の巻と推算される。蕃夷部からなり匈奴から倭国を含め西域に至る漢族から見た異族の歴史を論じたもので、後に後叙が付されているのでおしまいの冊子と推算されるわけである。擁公叢により注が付されている。注は先行する史書からの引用である。魏略からの引用もそこに含まれている<sup>(3)</sup>。

天満宮で発見された翰苑の書風は平安初期を下るものではなく、書写の年代が平安初期に遡ることは間違いない。鎌倉時代の人である菅原為長の著書であるという説が伝わっているが、これは菅原為長の旧蔵本であったために発生した後世の説であり、菅原為長の所属する高辻家から天満宮の大宮司である西高辻家へと伝世したものであろうと湖南こと内藤虎次郎は考証する。

こうして魏略の逸文が出現したわけである。帯方郡から伊都国や奴国への道筋の記事を見る限り陳寿が魏略を見ていることに疑いの余地はない。陳寿が魏略の記事に新たな記事を付け加えていることも明白である。

顔師古が漢書地理志に付した注に魏略の逸文があることは良く知られている。魏志の記事と対照して見よう。

倭 在帯方東南大海 中、依山島為国 。（魏略）

倭人在帯方東南大海之中、依出島為国邑。（魏志）

倭に人を加えて倭人とし、国に邑を加えて国邑とする。陳寿が魏略の記事を尊重してその全文を保全しながら、そこに自らの見解を追補していることは明白

---

(3) 『翰苑』竹内理三校訂解説、吉川弘文館、1975年。

である。逆に魏志の本文に照らして魏略の本文を推定により復元することは無理であることも判明する。陳寿が加筆した箇所がどこであるか分からないからである。

さて魏略と魏志の記事には微妙な違いも見られる。次の箇所はとりわけ重大である。

帯方より女 国に至る万二千余里。(魏略)

郡より女王国に至る万二千余里。(魏志)

女国に王を加え女王国と書き変えたのは陳寿である。陳寿は帯方が郡であることを明示した上で女国を女王国と書き変えているのである。だがこの陳寿による書き換えは決定的であった。なぜならば魏略によれば女国とは狗奴国のことであり、親魏倭王であった卑弥呼の国ではないからである。魏略によれば帯方郡から伊都国に至る里数は一万五百余里である。伊都国は北部九州にあった。今の前原市の辺りにあった国である。

帯方郡 ⇒ 七千余里 ⇒ 拘邪韓国 ⇒ 千余里 ⇒ 対馬国 ⇒ (千余里) ⇒ 壱岐国 ⇒ 千余里 ⇒ 末盧国 ⇒ 五百余里 ⇒ 伊都国

魏志によれば帯方郡から伊都国に至る里数は一万五百余里である。

帯方郡 ⇒ 七千余里 ⇒ 拘邪韓国 ⇒ 千余里 ⇒ 対馬国 ⇒ 千余里 ⇒ 壱岐国 ⇒ 千余里 ⇒ 末盧国 ⇒ 五百余里 ⇒ 伊都国

魏略と魏志は帯方郡から伊都国に至る里数では完全に一致しているのである。

問題はそこから先である。魏略によれば、伊都国から女国とも呼ばれる狗奴国までが千五百余里となるのに対して、魏志によれば、伊都国から女王国までが千五百余里という計算になる。

伊都国 ⇒ 12,000 余里 - 10,500 余里 = 1,500 余里 ⇒ 女 国 (狗奴国)

伊都国 ⇒ 12,000 余里 - 10,500 余里 = 1,500 余里 ⇒ 女王国

この違いは大きい。なぜならば吉野ケ里の遺跡が発掘されて以来、前原付近にあった伊都国からちょうど千五百里ほど離れたところに吉野ケ里の遺跡があることは誰の目にも明白であったからである。壱岐国から唐津の辺りにあった末盧国を経て伊都国に至る距離と伊都国から鳥栖を通して吉野ケ里の遺跡に至る距離はほぼ同じ位である。従って魏志によれば吉野ケ里の遺跡が女王国ということになる。だが魏略によれば吉野ケ里の遺跡は狗奴国の都ということになる。因に太平御覧の倭条に引く魏志にはこうある。

自帶方至女国万二千余里

また翰苑に引用する広志には次の様に見える。

百女国以北其戸数道里可得略載

百は自の誤字であろうから訂正するところなる。

自女国以北其戸数道里可得略載

(女国より以北はその戸数と道里を得て略載すべし)

女国よりも北というのは帶方郡から女国までの地域のことである。戸数と里数をおおよその数字で示すことのできる範囲は女国よりも北の地域であるというのである。里数を示す記事の到達点が女国であることは明白である。

更に紹興刊本の魏志にはこうある。

## 自女三國以北其戸數道里可得略載

おそらくは魏志の古本の面目を伝える箇所なのであろう。「女三國」とは女国すなわち狗奴国と伊都国と邪馬台国の三国を指すものであろう。流布本では「女三國」は「女王國」と書き換えられている。

女国とは狗奴国のことである。帯方郡から一万二千余里のところにあるのは女国つまり狗奴国であり、古野ケ里の遺跡である。しかも魏略には狗奴国は女王の南にあると書いてある。

女王の南に又狗奴国あり。(魏略)

その南に狗奴国あり。(魏志)

逆に言えば狗奴国の北に女王がいるということである。吉野ケ里の遺跡が狗奴国の都であるとすれば女王のいるところはその北に当たる前原付近ということにならざるを得ない。

魏略と魏志では微妙であるが決定的な違いが認められる。

其の国の王皆王女に属す。(魏略)

世々王あるも皆女王国に統属す。(魏志)

魚豢が卑弥呼ははじめ年少の王女であったという事実を冷静に見つめていたのとは異なって、陳寿は幻の邪馬台国を見ていたのである。魏略によれば卑弥呼は伊都国の王女であった。陳寿もちろんそれに気づいていた。陳寿は魏略を読んでいるからである。陳寿が描いたのは成人してからの卑弥呼と卑弥呼の次の女王であった壹與の事績である。陳寿は魚豢の記録を追補することを企てていたわけである。壹與の時代に伊都国から邪馬台国へ遷都が実行された。これこそ陳寿が後世に伝えたかった新しい史実であり新しい発展であった。だが陳寿は南に向かったという記録に欺かれて、邪馬台国は南方に位置する国である

という幻を見てしまったのである。

日向がしとはどちらの方角なのか。日の昇る方角である。日の昇る方角とはどちらの方角なのか。宮殿が向いている方角である。中国では皇帝の宮殿は南中する太陽に向かって南向きに建造される。だが纏向では宮殿は日の出の方向である東に向かって建っている。東方日の出を神秘と捉える日本列島における審美感覚と世界の頂点に立つ中国の皇帝の位にまつわる権威感覚とは異なっていたのであり、誤解は不可避であった。

### 第一節 陳寿の見た幻

陳寿は幻を見た。今の博多にあった奴国ないしその隣にあった不弥国から邪馬台国に至る行路の記録を見ると魏志倭人伝には「南投馬国に至る水行二十日」と書いてある。陳寿が見たももとの文書にも「南」とははっきりと書かれていたことは明白である。更に「南邪馬台国に至る。女王の都する所。水行十日陸行一月」と続く。更に南に向かって航路が進むことは明らかである。

北部九州から出発して南に向かって舟で進むとすれば、まず関門海峡を通過して、豊後水道を南に向かって進むことになることは間違いない。九州と四国の間の海をたぶん九州の沿岸に沿ってゆっくりと進んで行く。やがて大分県の沖合いから宮崎県の沖合に進み、鹿児島県の沖を抜けて種子島の辺りにまで進むこととなる。「水行二十日」でどの辺まで進むことができるであろうか。高城修三が『大和は邪馬台国である』の中で延喜式を持ち出して平安京から太宰府までの標準日程が海路では三十日であったことを明らかにしている<sup>(4)</sup>。

今博多を中心に京都までの直線距離と直角になる方向に直線を引いて見れば、京都に当たる場所はほぼ種子島の南方沖合となる。また博多から東京までの直線距離と直角になる方向へ直線を引いて見れば沖縄本島の東の沖合に当たる場所となる。「投馬国」が仮に鞆の浦であるとすれば、鞆の浦の位置は日南海岸辺りに移動することになる。もうすこし方向をおだやかに捉えれば、博

---

(4) 高城修三『大和は邪馬台国である』東方出版、1998年。110頁。

多から難波までの距離は博多から種子島辺りまでの距離にほぼ当たることとなる。中間に位置する鞆の浦は日南海岸辺りに移動する。

陳寿は倭国から伝えられた奴国から投馬国を通過して邪馬台国に至る船旅の記録を日南海岸の沖合を通過して種子島辺りに向かう舟旅として理解し、邪馬台国は種子島辺りから南に広がる国であると把握したわけである。こうして邪馬台国は会稽から東冶にかけての緯度に当たる地域に広がっている国であり、会稽や東冶から見てその東に位置するという陳寿の見方が成立し、そうした記述が残されることとなった。会稽は今の上海や杭州に近い寧波の辺りから南の地域であろうし、東冶は福州の辺りである。更に儋耳と朱崖という海南島にあった郡の風俗が倭国の風俗の引き合いに出されている。陳寿の見た幻の邪馬台国ははるか九州の南方に広がる、その風俗を見ると海南島を連想される、海中の楽園であった。こうなると邪馬台国の本当の所在地は発見が不可能となる。陳寿がその心の中に思い浮かべた邪馬台国と本当の邪馬台国との位置関係は現在の日本列島の地図に照らせば九十度ずれたところに移動してしまっていたからである。陳寿は日本列島が中国の海岸線とほぼ平行して、北から南に向かって伸びているという風に日本列島の位置と形を間違った形に思い描いていたわけである。

なぜ「南」と陳寿が歴史の史料として用いた文書には記録されていたのであろうか。これがひむがしの誤訳であることは明白である。ひむがしの 野にかぎろひの 立つみえて かへりみすれば 月かたぶきぬ という柿本の人麻呂の歌を待つまでもなく、ひむがしが東を意味する大和言葉であることは良く知られている。もともとは日の向き日に向かう方向という意味の言葉であるが、日は朝は東から上り南に高く昇ったあと西に沈む。時によって日の向きは変わって行く。日の影を計って時刻を知る日時計があるのは日が天空を動くからである。時刻によって日の向きは変わる。とすればひむがしとはどちらの方向になるであろうか。

東方日の出を神秘と感ずる審美感覚と太陽の南中を頂点と感ずる権威感覚の間には架橋しがたい隔てが横たわっている。宮殿の向きが手掛かりになる。中

国では皇帝の宮殿は南中する太陽に向かって南面する向きに建造される。だが纏向では宮殿は東向きに建てられる。ひむがしとは宮殿が向いている方向である。とすれば東に向かって遷都した倭国の使節の解説は、曲解されて南に向かって遷都したと誤訳されてしまったとしても怪しむべきことは何もない。日中関係に潜みわだかまる生命感覚の差異は実は深く大きいのである。

## 第二節 范曄の見た幻

范曄もまた幻を見た。だが范曄の見た幻は陳寿の見た幻とは中身がだいぶ異なっている。

范曄は狗奴国の位置を邪馬台国の南ではなくて邪馬台国の東に見つけてしまったのである。後漢書の撰者である范曄（398～445）は南朝の宋の人であるが、後漢書にはこうある。

女王国より東、海を度ること千余里、狗奴国に至る。皆倭種なりといえども、女王に属せず。

范曄は陳寿の幻に従い、邪馬台国は九州の南方に広がる女王国であったと捉えていた。後漢書にはこうもある。

その地、おおむね会稽、東冶の東にあり。朱崖や儋耳と相近し。故にその法俗多く同じ。

会稽郡の東に当たる辺りに邪馬台国がある。それも東冶県の東の辺であろう。陳寿の見た幻は范曄の幻でもあった。それ故、中国の南方に位置する海南島にもほど近いから、海南島にあった朱崖や儋耳と法や風俗も良く似ている。

だが范曄は、北部九州にあった女王国が敵対する狗奴国の方向に遷都したとする陳寿の学説に深い疑惑を抱いた。また女王国が伊都国から千五百余里離れ

た地点つまり今の吉野ヶ里の遺跡がある地域の辺りにあったという陳寿の記事を見て、ますます不審を深くしていったと推定される。

范曄の深い疑問に答えを与えたのは晋書大康十（289）年に見える「東夷絶遠三十余国・来獻」の記事である。范曄はこの記事を見て、魏志倭人伝に見える「今使訳通ずる所三十国」通訳の通ずる傍らの国々の新しい動きを伝える記事であると理解して、そうした国々からの使節団がこの年に朝貢に到来したことを伝えていると捉えた。その上で狗奴国を更にその南に位置する一つの強国として捉えたのである。范曄は、女王の南という魏略の記事から離れて、狗奴国を女王国の国境の東の外側に有る国から見て更にその南にある国と把握した。魏志に見える「女王の境界の尽くるところ」である。「其の南に狗奴国有り」。要するに邪馬台国という女王国より見て東側にある国と位置づけたわけである。

范曄の見るところでは女王国は北部九州から南に広がり中部や南部の九州を経て更に奄美群島や琉球列島にまで及ぶ大国であった。そこから「海を度ること千余里」のところに狗奴国はある。言い換えれば九州の東海岸から東に向かって海を渡って「千余里」のところにある。おそらくは四国のどこかに狗奴国があると把握したのである。「千余里」とは対馬から壱岐への距離であるし、また壱岐から唐津への距離でもあった。

范曄の見る倭国は北部九州から南に邪馬台国が広がり、その東側には瀬戸内海沿いに小国が並び、更にその南にある四国に狗奴国という強国のある倭人の国であった。

実際には晋書太康十（289）年に見える「東夷絶遠三十余国・来獻」の記事は崇神天皇という贈り名で知られる御真木入日子が西晋に派遣した使節団であった。范曄は御真木入日子のことを狗奴国の王であるとする思い違いを起こしてしまったのである。

また実際には卑弥呼に継ぐ倭国の女王であった壹與は伊都国から纏向へと遷都を実行し、纏向において長期政権を実現した。箸墓古墳はこの女王の墓であ

る。ミマキイリヒコはこの女王の死後に政権を掌握して大王の座に登った武人王である。

東と南の転倒に范曄の見た幻の最大の特質がある。女王国が南に遷都したという陳寿の学説が正しいとすれば、狗奴国が女王国の南にある筈がない。とすれば狗奴国は女王国の東にある筈である。范曄の推理はあくまでも理詰めであった。ひむがしとはどの方角なのか。日中間には深い認識の差異が潜んでいたのである。

范曄は陳寿の見た幻にまやかされていたが、倭国に関係のありそうな別の史料にも十分な配慮を払っていた。范曄は史家として丁寧かつ入念であり、用心深かった。漢書地理志呉地の条から取った次の一文はその証拠である。

会稽の海外に、東鯤人あり。分かれて二十余国と為る。

会稽郡の東の海中に鯤人が住んでいて、二十余りの国を形成している。沖縄や奄美の島々が小国を形作っていることを范曄は見逃していない。鯤人とはウチナンチューのことである。沖縄に多い流渦紋を顔面に入れ墨している様子があるいはなまずのひげに見立てた名称であろうか。波照間島や与那国島や西表島や石垣島といった先島から屋久島や種子島に至る琉球列島弧の島々がそれぞれ小国を形成している。范曄の疑問は邪馬台国とこれらの島々の関係であった。何故ならば、邪馬台国が九州の南方に広がるとすると、鯤人の国々と重なってしまうのではないかという疑問が発生するからである。会稽郡や東冶県の東にあるのは南に遷都した女王国なのか、それとも鯤人つまり沖縄びとが分かれて建てた二十余国なのか。

陳寿の見た幻に一方では忠実でありながら、他方では別の史料を丹念に積み重ねる。

陳寿が陥っていた邪馬台国と琉球王国との混同に対して、范曄は深々とした難問を提出しているのである。

范曄は続いて徐福伝説に言い及ぶ。秦の始皇帝をたばかって、数千人の男女

の子供達と百工という技術者や職人たちを率いて五穀の種を持って海の彼方に消えてしまった徐市は呉志孫権伝にいう「亶州」に止まって新しい国を建国した。今の済州島である。世代を重ねて数万家にまで発展している。徐市の国から普通の人々が会稽の市場に買い物に来ることかあるし、東冶県の人で海に出て台風に遭って漂流して「亶州」に至る者がいたと。

なぜ徐市の国から会稽郡に交易にやって来られるのか。それは今や明白である。「鼈波」という鯤人の根拠地が朝鮮半島の南端部に建造されていたからである。翰苑の三韓条の本文にはこうある<sup>(5)</sup>。

境は鯤壑に連なり、地は鼈波に接す。

壑とはカクであり溝とか掘割のことである。あるいは谷や谷に掘った穴や岩屋の意味もある。大壑とは海のことであるから、ここでは壑とは海の谷である海峡のことであろう。鼈とはゴウであり、おおがめやおおきいすっぽんのことである。また海中にいて蓬莱などの仙山を支える想像上の巨大なかめのこともある。注に引く魏略にはこうある。

壑の東、鯤人は海中の洲、鼈波に居る。俱に海にあり。

三韓の地と鼈波とはすぐ近くにあった。海峡を隔てて直ぐ近くのところにある。海峡沿いには岩屋もあり、岩屋から向こうは鯤人の居場所である。海峡は三韓から見れば東側にある。鼈波から見れば西側にあるということである。鼈波の西側の海峡を境として沖繩びとの根拠地があった。もしかすると南海島か巨済島のことであるのかも知れない。あるいはもう少し小さな島々のこと、例えば釜山沖の影島などが候補地であろうか。海峡の東側に沖繩びとがいる。もしかすると周囲を海に囲まれた南海島や巨済島は沖繩びとの根拠地であり、い

---

(5) 『翰苑』33頁。

わば一種の出島であったのではないか。海峡を隔て岩屋を境とする根拠地の島に、沖縄びとは鼈波つまり大うみがめのなぎさ即ち波打ち際という名称を与えたものであろう。

徐市の子々孫々は鯢人の操る船に乗ってはるか遠方の会稽の地にまで進出したのであろうし、また漂流者の情報も鯢人によって東冶県にもたらされたものであろう。漂流者自身も故郷に帰り着くことができたのかも知れない。南海島や巨済島からならば、済州島の東を通って五島列島や甌島を経て屋久島の西を抜け、奄美群島から琉球列島に沿って進み、先島から尖閣諸島ないしは台湾北部の沖合を経て会稽郡の海岸線に漕ぎ着けることも十分に可能である。徐市の一行は後に鼈波に移ってそこに扶桑国を建設した模様である。

鼈波はあるいは南海島や巨済島とは別の島であったのかも知れない。因に百済の直支王が倭国から百済に戻る際に状勢を見るために待機した「海島」（百済本紀腆支王元年条）は南海島であろうし、また雄略紀七年是年条や継体紀廿三年三月是月条に見える「大嶋」もまた南海島のことであろう。

ともあれ魏略は簡潔かつ正確な史書であったことが分かる。魏略から再出発することがそれ故に必要な不可欠である。

### 第三節 魏略からの再出発

さあ魏略の本文を確定する仕事に取り掛かろう。まず魏略の本文を翰苑から引用する。<sup>(6)</sup>

魏略曰、

從帶方至倭、循海岸水行、曆韓國到拘耶韓國七十余里、始度一海、千餘里至對馬國、其大官曰卑拘、副曰卑奴、無良田、南北布耀、南度海至一支國、置官至對同、地方三百里、又度海千餘里、至末盧國、人善捕魚、能浮没水取之、東南五東里、至伊都國、戸万餘、置曰爾支、副曰洩溪觚・柄渠觚、其國王皆屬王

---

(6) 『翰苑』61頁

女也。

今誤字の疑いの濃い文字だけを括弧で囲う。

従帶方至倭、循海岸水行、(曆) 韓國到拘耶韓國七(十) 餘里、始度一海、千餘里至對馬國、其大官曰卑拘、副曰卑奴、無良田、南北(布) 耀、南度海至一支國、置官至對同、地方三百里、又度海千餘里、至末盧國、人善捕魚、能浮没水取之、東南五(東) 里、至伊都國、戸万餘、置曰爾支、副曰洩溪觚・柄渠觚、其國王皆屬王女也。

次に誤字の疑いの濃い文字を抜いて□で示し又脱字を□で示す。

従帶方至倭、循海岸水行、□韓國到拘耶韓國七□餘里、始度一海、千餘里至對馬國、其大官曰卑拘、副曰卑奴、無良田、南北□耀、南度海至一支國、置官至對同、地方三百里、又度海千餘里、至末盧國、人善捕魚、能浮没水取之、東南五□里、至伊都國、戸万餘、置□曰爾支、副曰洩溪觚・柄渠觚、其國王皆屬王女也。

こうすると魏略の本文が一部の文字が抜けた形で復元される。続いて□の中に入る文字を( )で示す。

従帶方至倭、循海岸水行、(歷) 韓國到拘耶韓國七(千) 餘里、始度一海、千餘里至對馬國、其大官曰卑拘、副曰卑奴、無良田、南北(市) 耀、南度海至一支國、置官至對同、地方三百里、又度海千餘里、至末盧國、人善捕魚、能浮没水取之、東南五(百) 里、至伊都國、戸万餘、置(官) 曰爾支、副曰洩溪觚・柄渠觚、其國王皆屬王女也。

ようやく魏略逸文の本文を確定する第一の仕事が終わった。

もう一ヵ所の魏略の本文を翰苑から引用する<sup>(7)</sup>。

魏略曰

女王之南、又有狗奴國、女男子為王、其官曰拘右智卑狗、不屬女王、自帶方至女國万二千餘里、其俗男子皆點而文、聞其舊語、自謂太伯之後、昔夏后小康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之吾、今倭人亦文身、以厭水害也

今誤字の疑いの濃い文字だけを括弧で囲う。

女王之南、又有狗奴國、女男子為王、其官曰拘右智卑狗、不屬女王、自帶方至女國万二千餘里、其俗男子皆點而文、聞其舊語、自謂太伯之後、昔夏后小康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之（吾）、今倭人亦文身、以厭水害也

次に誤字の疑いの濃い文字を抜いて□で示し又脱字を□で示す。

女王之南、又有狗奴國、女男子為王、其官曰拘右智卑狗、不屬女王、自帶方至女國万二千餘里、其俗男子皆點而文、聞其舊語、自謂太伯之後、昔夏后小康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之□、今倭人亦文身、以厭水害也

こうすると魏略の本文が一部の文字が抜けた形で復元される。続いて□の中に入る文字を（ ）で示す。

女王之南、又有狗奴國、女男子為王、其官曰拘右智卑狗、不屬女王、自帶方至女國万二千餘里、其俗男子皆點而文、聞其舊語、自謂太伯之後、昔夏后小康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之（害）、今倭人亦文身、以厭水害也

---

(7) 『翰苑』62頁

ようやく魏略逸文の本文を確定する第二の仕事が終わった。

#### 第四節 魏志倭人伝の虚妄と真実

魏略と魏志の記事が大きく異なる箇所を拾いだし、対照して見よう。

東南五（百）里、至伊都國、戸万餘、置（官）曰爾支、副曰洩溪觚・柄渠觚、其国王皆屬王女。（魏略）

東南陸行五百里、到伊都國、官曰爾支、副曰泄謨觚・柄渠觚、有千餘戸、世有王皆統屬女王国。（魏志）

魏略では卑弥呼は王女とされている。文脈からして明らかに伊都国の王女である。

ところが魏志では卑弥呼は女王とされている。魏に使者を派遣した時代の卑弥呼はもはや成熟した女王なのである。

また魏略では伊都国の戸数は万余を数えている。明帝の時代までは伊都国は人口が万余戸を数える一大都市であった。ところが陳寿が倭人条を書いた時分には伊都国の人口は千余戸に減少している。十分の一に人口が減少するとは。一体いかなる事件が発生したからであるか。それが遷都であることは見やすい。

魏略では狗奴国には「女男子為王」女の王とその男子の王がいたことが判明する。魏志では男子の王だけになっている。王の母親が死去したからであろう。魏志では狗奴國王のことを卑弥弓呼と呼んでいるが、これは卑弥弓の男子という意味の言葉である。狗奴国にも卑弥弓がいたが、狗奴国の卑弥弓には夫がおり男子もいたということである。

また魏略では帯方郡から女国つまり狗奴国までの距離が一万二千余里とされている。ところが魏志では帯方郡から女王国までの距離が一万二千余里とされている。女国とは梁書扶桑伝の続きによれば中部九州の有明海の沿岸にあった

隼人の国であつた。<sup>(8)</sup>

こうして見れば、吉野ケ里の遺跡が狗奴国の都であることは確実である。女王の南に狗奴国が有るのだとすれば、親魏倭王であつた卑弥呼がその北に住んでいたことも確実である。吉野ケ里の遺跡から北に向かうと背振り山地を越えて前原に到着する。前原はいにしえに伊都国のあつた土地である。卑弥呼は幼くして王となつた伊都国の王女であつた。この王女に対馬国や壱岐国や末盧国や奴国の王たちが「其國王皆屬王女」従属していたのである。伊都国の王もまた王女に従属する。国家連合体が北部九州に形成されており、伊都国の王女がそこに君臨していたということである。

だが陳寿は狗奴国の位置を密かに女王国の内部に移動させてしまう。「其の南に狗奴國有り」奴国の南という意味であるが、ここでの奴国と今の博多にあつた奴国とが同一なのかあるいはそうではなくて別の国なのかは陳寿の叙述からははっきりしない。この内部移動に合わせて女国を女王国に変えてしまう。こうすると伊都国からはほほ千五百余里の距離にある吉野ケ里の遺跡は女王国の都ということになる。おそらく陳寿は女王国に従わない狗奴国の男王を「卑弥弓呼」つまり卑弥呼の実の子と捉え、卑弥呼と狗奴国王の敵対の状況を母親に反抗する息子が反乱を起こしたものと捉えたものであろう。こうすると反乱地域ではあれ、狗奴国は女王国の内部にあることになる。こうした歴史認識に沿って陳寿は女国を女王国と読み替えたものと推定される。

だがこうした読み替えを行うと、狗奴国が親魏倭王である卑弥呼の支配に従属しない中部九州に存する独立国であることが完全に見失われてしまう。狗奴国こそ火の国であつた。卑弥呼の国は海上の王国であつたのに対して火の国は海と陸に跨がる王国であつた。吉野ケ里の遺跡は火の国の都であり、北部九州からは完全に独立した別の国が中部九州に存在していたという歴史的な事実の

---

(8) 蓮沼啓介「異称日本伝注釈（梁書編）」神戸法学雑誌54巻2号（2004年9月）222-223頁。

確証であるが、火の国という独立国がかってあったという決定的な史実を陳寿はあいまいに覆い隠してしまったのである。こうした読み替えが女王国は南に向かって遷都したとする陳寿の理解に対応するものであることは見やすい。女王国が南に遷都できるのは狗奴国が実は女王国の一部であるからである。

女王国は実は南に向かって遷都したという陳寿の抱いた幻にも拘わらず、南を東に補正すれば陳寿の記述はにわかには精彩を放ち出す。細部の豊饒さでは魏志倭人伝は群を抜いて優れた史書であるからである。強力な火の国や強大な魏帝国の圧力を前に女王国は東に遷都する決断を下す。次の女王である壹與の時代の出来事である。伊都国から纏向へと巨大な遷都が実行される。遷都の前には万余戸を数えた伊都国の人口は遷都の後には千余戸に激減する。邪馬台国とは三輪山の麓にある山跡である纏向のことである。邪馬台国に都を置いた女王は卑弥呼ではなくて壹與である。陳寿が魏志倭人伝を書き上げた時分には、既に遷都はとっくの昔に実行されており、陳寿は邪馬台国の女王が壹與であることを知悉していたと推定される。

古事記や日本書紀にはヤマトトモソヒメが登場する。父王はフトニ王であり、母親はオオヤマトクニアレヒメである。大ヤマトとは大和盆地のことである。拡大した纏向を拠点として大和盆地に対する支配と統合が実行された。ヤマトトモソヒメとは卑弥呼の次の女王であった壹與のことである。箸墓古墳はこうした強大な上代王権がその威力を発揮して建造した巨大な記念物なのである。

## 第五節 卑弥呼と日本書紀

日本書紀は日本で最初に書かれた正式な歴史書である。養老四（720）年に完成している。日本書紀の編者たちが魏志倭人伝を知っていたことは間違いない。それでは卑弥呼とは何者なのか。日本書紀に登場する数多くの神々や人物のうち誰が卑弥呼なのか。日本書紀の編者の解答は極めて用心深いものであった。卑弥呼は神功皇后と同時代の人である。だが神功皇后という贈り名を贈られたオキナガタラシヒメと卑弥呼は同一の人物なのか。それとも別人なのか。

この問いに対しては日本書紀の編者は拙速な断定を避けている。日本書紀には魏志倭人伝から引用した箇所がある。神功皇后紀の三十九年条と四十年条と四十三年条に魏志倭人伝からの引用が掲げられている。また六十六年条には晋の起居注が引用されている。起居注とは皇帝の日常の生活の記録である。

今、神功皇后紀の本文を注と共に引用する。

### 卅九年。是年太歳己未。

魏志云。明帝景初三年六月、倭女王遣大夫難斗米等、詣郡、求詣天子朝獻。大守鄧夏遣吏將送詣京都也。

卅三年。魏志云。正始元年、遣建忠校尉梯携等、奉詔書印綬、詣倭國也。

卅三年。魏志云。正始四年、倭王復遣使大夫伊聲者掖耶約等八人上獻。

### 六十六年。

是年、晉武帝泰初二年。晉起居注云、武帝泰初二年十月、倭女王遣重譯貢獻。

本文には「是年、太歳己未」という干支で太歳を示す記事があるだけで、あとは本文はなく注だけが掲げられている。太歳というのはもともとは木星のそっくりさんつまり天空における鏡像に当たる架空の天象であったが、やがて年々を干支で表す工夫となった。神功皇后の三十九年が己未の年であれば、翌年である神功皇后の四十年は庚申の年となる。十干と十二支をひとつずつ動かして年々を示す工夫である。

注は魏志倭人伝および晋の起居注からの引用とその要約である。泰初二年は泰始二（266）年の誤りであるとか、多少の誤字を含み、また省略があるが、ほぼ正確な引用である。だが注に引く魏志倭人伝に登場する倭女王や倭王が誰であるかについては日本書紀は沈黙を守っている。神功皇后と倭王や倭女王が

同一人物なのか、あるいは別人物であるのかについては、後世に判断を委ねているわけである。

実際には卑弥呼と神功皇后は別人である。そもそも同時代の人物ではない。また泰始二年に晋の武帝に使節を派遣した倭女王は卑弥呼ではなくて次の女王である壹與である。この時に重詔とあって、通訳が重なる、つまり二重に通訳が行われたことが示されている。ひむがしが誤訳されてしまったのはこうした二重の通訳の結末であったに違いない。東に向かって遷都したと伝えたのに、南に向かって遷都したに誤訳されてしまったわけである。

日本書紀の編者が卑弥呼とオキナガタラシヒメを同時代の人物と判断した根拠に目を向けて置こう。神功皇后紀には実は三種類の紀年が用いられている。実年代を示す実際に用いられた紀年のほかに神功皇后紀年と百濟王暦を120年前に遡らせた虚構の紀年が併用されている。神功皇后紀年とは古事記の崩年干支の一部に用いられた紀年であるが、これは神功皇后の摂政元年を甲子年とする干支年を用いて歴代の天皇の在位年数を表す工夫であり、暦の長さが実際より二倍に伸びる仕掛けになるものである。その結果、オキナガタラシヒメは実際には364年頃に倭国を支配した女王であったが、その活動年月は120年前に繰り上がってしまい、卑弥呼と同時代の人物と日本書紀では位置づけられることになった<sup>(9)</sup>。

次に倭国の王暦を掲げて置く。こうすれば、日本書紀の記事が実際よりも遡った年月に吊り上げられて貼り付けられている様子が明白になるからである。倭国ではイリ王朝とワケ王朝と新王朝という三つの王朝が交代したことは良く知られた史実である。尤も先王の姫君を後に迎えてその子供がまた王になっているので、女系の系譜まで勘定に入れれば、王統は連綿と繋がっていることもまた確かである。数字の終わりに付いている秋と春は春の半年を春年として秋の半年を秋年として数える春秋暦による年を示す<sup>(10)</sup>。

(9) 蓮沼啓介「神功皇后紀の成立事情」比較法史研究10、2002年

(10) 蓮沼啓介「邪馬台国論争の新展開」神戸法学年報16号、2000年。同「復古国学の批判」神戸法学雑誌55巻2号、2005年。同「異称日本伝注釈（宋書編）」

イリ王朝	実年代	日本書紀紀年(西暦換算)
ミマキイリヒコ	285春～318秋	甲申～辛卯 (BC30)
イクメイリヒコ	319春～335秋	壬辰～庚午 (AD70)
イニシキイリヒコ	335秋～365春	辛未～庚午 ( 130)
イホキイリヒコ	365秋～367秋	辛未～庚午 ( 190)

## 16

## ワケ王朝

オキナガタラシヒメ	364秋～368春	～己丑 ( 269)
オシロワケ	368春～388春	庚寅 ( 270)
ホムダワケ	388秋～407春	～庚午 ( 310)
オオサザキ	410秋～434秋	癸酉～己亥 ( 399)
イザホワケ	434秋～436秋	庚子～乙巳 ( 405)
ミズハワケ	437春～439春	丙午～庚戌 ( 410)
ヲアサズマ	439秋～460春	壬子～癸巳 ( 453)
アナホ	461 ～462	癸巳～丙申 ( 456)
ワカタケル	462 ～484	丙申～己未 ( 479)
シラカ	484 ～489	庚申～甲子 ( 484)
イハスワケ	489 ～491	乙丑～丁卯 ( 487)
オケ	491 ～501	戊辰～戊寅 ( 498)
ワカサザキ	501 ～508	己卯～丙戌 ( 506)

## 新王朝

(継体)	ヲホド	510 ～534	丁亥～辛亥 ( 531)
(安閑)	ヒロクニオシタケ	535 ～536	甲寅～乙卯 ( 535)
(宣化)	タケオヒロクニ	537 ～540	乙卯～己未 ( 539)

(欽明)	アメクニオシハラキ	541	～572	己未～辛卯 ( 571)
(敏達)	フトタマシキ	572	～585	壬辰～乙巳 ( 585)
(用明)	トヨヒ	586	～588	乙巳～丁未 ( 587)
(崇峻)	ハツセベノワカサザキ	589	～592	丁未～壬子 ( 592)
(推古)	トヨミケカシキヤヒメ	593	～628	壬子～戊子 ( 628)

実年代と日本書紀の紀年を比べると、昔に遡れば遡るほど実年代よりも日本書紀の紀年の方が古くなる。つまり過去に向かって遡っている有り様が明らかになる。例えばオキナガタラシヒメの死去年は実年代では西暦でいえば368年の春であるが、日本書紀の紀年では西暦の269年に当たる年に崩御したことになっている。はるか昔に遡っていることは明白である。ずっと後世の人なのに神功皇后が卑弥呼や壹與と同時代の人物にされてしまっていることも明白となる。

邪馬台国論争がなかなか解決に向かわないのにはいくつかの理由があるが、ひとつには日本書紀の紀年が実年代から大幅に隔たっているため、古事記や日本書紀に登場する人物について誰がいつ頃に活躍した人物であるのか不明になってしまっていたことが挙げられる。たった今示した様に、倭国の王暦が復元されれば、こうした問題に解決の曙光が射すこととなる。例えば壹與女王の死去したのちにミマキイリヒコが武人王として政権を掌握したことが推定されるし、それが285春年であったことも明らかになる。伊都国の王女が纏向に遷都して倭国の王権を確立したという史実もまた日を見るよりも明らかとなる。

壹與女王は235年に生まれ、248年に13才で女王となり、285年に50才で死去した計算になる。

## 第六節 江戸時代の邪馬台国論争

いよいよ邪馬台国論争に取り掛かろう。

卑弥呼が都を置いた邪馬台国とはどこにあった国か。これが問題である。

それはヤマトの国である。邪馬台はヤマトと読む。これが松下見林の答えて

ある。

卑弥呼は、神功皇后の御名、気長足姫尊、かれ訛りて然か云ふ。

松下見林は卑弥呼という名前はオキナガタラシヒメノミコトという神功皇后の名前が訛ったものであると解する。『異称日本伝』<sup>(11)</sup>の後漢書への注釈を見ると松下見林は、卑弥呼は神功皇后であると二人が同一人物であることを前提した上で、范曄は後漢書においては陳寿が魏志倭人伝において陥った間違いを繰り返しているとその誤りが陳寿に遡ることを指弾する。松下見林は陳寿の間違いに言い及んでいく。

妖を以て衆を惑はすとは神を慢るなり。寿曄豈に我が国は是神国なるを知らんや。況んや神功皇后の神霊、天神地祇之を助けて以て三韓を得。凡夫私智の窺い測る所にあらず。

松下見林は陳寿や范曄には倭国が神の国であることが分からないから、神功皇后の三韓征伐には天神地祇の助力があったことなどわかるはずがないと突き放している。松下見林にとっては日本書紀の記事はそのまま真実であるから、そうした記事に合わないで、内容に食い違いがある箇所の記事は陳寿や范曄の誤りであることは明白であった。

魏志倭人伝への注においても日本書紀の記事と魏志倭人伝の記事を対照し、その差異を見定めて行く。例えば卑弥呼の冢は「径百余歩」とあるが、この記事はおおむね正しいと判定している。まず延喜式の諸陵式を見て神功皇后の陵墓が大和国添下郡にある狭城盾列池上陵であることを確認する。その上で陵墓

---

(11) 松下見林『異称日本伝』については、国立国会図書館の古典籍資料室に所蔵する小宮山楓軒の文庫である楓軒文庫本を典拠に用いた。

の広さは「東西二町」「南北二町」であると調べだし、一町が六十歩であるとすれば二町四方では百二十歩平方になるから「径百余歩」という魏志倭人伝の記事とおおよそでは同じ位の広さの墓となることを確認している。

これに対して殉葬についてはそんな筈はないとその事実を否定する。魏志倭人伝には卑弥呼の死に際して殉葬するものが「奴婢百余人」とあるが、松下見林によればこの記事は明らかな誤りである。なぜならば垂仁天皇の時に殉葬は禁止されているからである。それより後の時代的人物である神功皇后の時に殉葬が行われたという記事が間違いであることは余りにも明白である。日本書紀にも類聚三代格にも禁止の記録が書き留めてあるから、殉葬が禁止されていたことに間違いはない。松下見林は日本書紀の記事は正しいという前提に立ち、日本書紀の記事に反する魏志倭人伝の記事を間違いであると断罪する。松下見林は日本書紀の紀年に全幅の信頼を置いており、それ故、日本書紀の記事と魏志倭人伝の記事が食い違う箇所については魏志倭人伝の方が間違いであることを何の疑いも挟まずに主張しているわけである。

また卑弥呼の宗女である壹與が次に女王に立ったという記事は根も葉も無い無稽のことであると全面的に否定する。神功皇后には皇女はいないし、崩御の後に皇太子であるホムダワケが即位して応神天皇になったと日本書紀が伝えているからである。

松下見林の見解は魏志倭人伝には間違いが多いというものであった。

これに対して魏に使者を派遣した卑弥呼は神功皇后ではないと本居宣長は主張する。邪馬台国の女王は神功皇后であるが、まことの姫尊つまり邪馬台国の女王である神功皇后が魏に朝貢する筈がない。魏に使者を派遣したのは神功皇后とは異なる別の人物である。

とすればそれは誰か。熊襲などの類いなるものが、神功皇后の名前である姫尊を騙らってその使節であると偽って公式の使節ではない私の使いを派遣したものであろうと。『馭戎概言』において本居宣長は自説を展開する。魏に使者を派遣した女王はヤマトの国の女王ではあり得ない。

倭国の女王の姫尊という名前を勝手に用いた女王が九州にいたと本居宣長は考えたわけである。本居宣長は魏志倭人伝に見られる魏の使節の倭国への行程に関する記事に見られる無理や矛盾に自説の論拠を求めている。既に新井白石が比定したように対馬国は対馬の国であるし、一支国は壱岐国である。これは動かない。また末盧国は肥前国の松浦郡に、伊都国は筑前国怡土郡に比定される。帯方郡から伊都国までの距離は一万五百余里となるが、女王国までは一万二千余里ということであるから、女王国は伊都国から千五百余里のところにないとおかしい。とすればそれは九州の内部ではあるまいか。「水行二十日」とか「水行十日」という日数記事が瀬戸内海を通過して大和へ進む記録であるとすると途中から陸路を取って「陸行一月」もかかるというのはどう考えてもおかしい。西国から大和に上るときには船で難波の津まですすむのが定まりであったし、吉備のあたりから陸路を取っても大和の国まで一月もかかることにはならないからである。「陸行一月」は不審である。

やはり女王国は九州の内部にあった筈である。

ここに本居宣長は熊襲の女王の居所を見だし、筑後国の山門郡あたりの女酋が借越にも姫尊の名前を勝手に使って魏に使節を派遣したと解した。邪馬台国はヤマトの国であり邪馬台国の女王はまことの姫尊である神功皇后である。これは当然である。だが魏に使節を派遣した女王は姫尊の名前を無断で使っているだけで、別に邪馬台国の女王でも何でも無い。

本居宣長の説は熊襲偽僭説と呼ぶことができる。熊襲の女王などが偽って借越にも倭国の女王の名を偏らって魏に使節を派遣したというのである。本居宣長はこう推理する。邪馬台国とは別に九州にも女王国がある。これでは倭の女王がふたりいることになる。これはおかしな話である。これはまことの姫尊とその偽物がいた証拠である。まことの姫尊が魏に朝貢する筈がない。魏に使節を派遣したのは偽物の女王である。本居宣長はこう推理したわけである。

松下見林にせよ本居宣長にせよ日本書紀の記事は正しいとする。卑弥呼と神功皇后が同時代の人物であるとする日本書紀の立場をそのまま受け入れているわけである。これに対して明治維新の後には、神功皇后と卑弥呼は同時代の人

ではないと考え、同時代の人物であるとする日本書紀の紀年に疑いを挟み、それを批判する動きが活発になる。それに連れて邪馬台国論争も新たな段階に突入することになる。まことの姫尊である神功皇后がずっと後の世の女王であるとすれば、熊襲の卑弥呼は誰の名前を騙らったのか。こうして熊襲の女王である卑弥呼の国が邪馬台国であるという新しい見方が広まってくる。邪馬台国は九州にあったとする九州説の登場である。

### 第七節 邪馬台国論争 その一

女王卑弥呼が都を置いた邪馬台国は九州にあった。これが邪馬台国九州説である。

九州説の雄は白鳥庫吉である。白鳥庫吉は明治四十三年に「倭女王卑弥呼考」を発表して、卑弥呼問題の困難な点は「魏の帯方郡より女王の都邪馬臺に至る道程の解釈に存する」と問題の核心が帯方郡から邪馬台国に至る道筋とその里数や日数の算定にあることを確定している。帯方郡より女王国までは一万二千余里である。その里数のうち一万七百余里は不弥国まで既に使ってしまったから、残りは千三百余里しかない。伊都国からなら残りは千五百余里であるし、奴国からなら残りは千四百余里である。どのみち九州の内部にしか到達できないことは明らかである。それもそう遠くには行けない。「女王国が大和にあらずして、九州の地域にあるべきは、亦論を待たず」と白鳥庫吉は言い切っている<sup>(12)</sup>。

白鳥庫吉はまだ翰苑の引く魏略の逸文に触れてはいなかったのである。なぜ邪馬台国に行くためには「水行二十日」の先に「水行十日」をかけて進み、更に「陸行一月」もかかるのか。そうしたはるか遠方にある邪馬台国のはかに、どうして直ぐ近くにも女王国があるのか。陳寿が女国を女王国と書き直したとは。白鳥庫吉には想像だに出来なかったに違いない。ともあれ九州内部に女王国があることは陳寿の記事に照らす限り間違いはない。とすれば遠方への日程

---

(12) 白鳥庫吉「倭女王卑弥呼考」東亜之光、5の6・7、1910年。

記事は何らかの誤りに陥ったものであろう。白鳥庫吉は「陸行一月」は「陸行一日」の誤りとしたが、「水行二十日」や「水行十日」については説明に窮している。白鳥庫吉は狗奴国を女王国と取り違え、そこが邪馬台国であると思いつ込んでしまったのである。肥後国のあたりに邪馬台国があった筈である。これが白鳥庫吉の到達した結論であった。この九州説は吉野ヶ里の遺跡の発見により再び鼓舞されることとなった。吉野ヶ里の遺跡が陳寿のいう女王国の遺跡であることにまず間違いはないからである。

だが吉野ヶ里の遺跡が邪馬台国であるとすれば、「水行二十日」はどう説明されるのか。

狗奴国という独立国が中部九州にあった。これがまことの九州説である。狗奴国とは熊襲の国という意味の名前である。本当の名前は火の国である。肥前や肥後からなる肥の国のほんとうの名前は火の国である。火の国は不知火や阿蘇や雲仙や霧島や桜島の火やそして南国の情熱の火に満ち満ちた国なのである。

白鳥庫吉には陳寿が幻を見ていたという史実が見て取れなかったのである。

女王卑弥呼が都を置いた邪馬台国は大和にあった。これが邪馬台国大和説である。もともと邪馬台国の邪馬台はヤマトと読む名称である。ところが邪馬台国大和説がわざわざ唱えられる。これは邪馬台国九州説が極めて有力になった時点で巻き返しをはかる為に唱えられた学説であるからである。

大和説の雄は内藤虎次郎である。東京帝大の白鳥庫吉に対抗して京都帝大の内藤虎次郎が邪馬台国論争に参加した結果、論争は学閥抗争の色彩を伴いながら、複雑な経路をたどることとなる。内藤虎次郎は「卑弥呼考」<sup>(13)</sup>において、魏志倭人伝には「邪馬壹」とあるが「梁書、北史、隋書皆臺に作り」と文献批判を展開し、「邪馬壹」は間違いで「邪馬臺」が正しいと論じている。また北史が「邪摩堆」を「邪馬臺」と見ていることから隋の時代には大和を邪馬台と

---

(13) 内藤虎次郎「卑弥呼考」藝文、1の2・3・4、1910年

見なしていたと論じている。

内藤虎次郎の大和説の鍵は古事記の崩年干支のうち崇神天皇の崩年干支である戊寅の年を普通は西暦の318年に比定するのに対してそれより60年遡った西暦の258年に比定するところにある。こうすると崇神天皇ことミマキイリヒコは卑弥呼と同時代の人物に早変わりするからである。ミマキイリヒコの周りにいた巫女のうち卑弥呼に当たる人物は誰か。それは倭姫命である。また南に進むという記事については「支那の古書が……方向の混雑を生ずることも珍しからず」と方向については東に進むの間違いであろうと軽く受け止めている<sup>(14)</sup>。

内藤虎次郎の唱えた邪馬台国大和説は日程記事の説明には力を発揮し、「南」ではなく「東」に向かって「水行二十日」で投馬国という瀬戸内海のどこかに到達して、そこから「水行十日」で大和に至ることをうまく説明する学説であった。だが「陸行一月」についてはなかなかうまく説明が付かなかった。投馬国ないしその次の港から別路を陸上にとれば「一月」かかるということであるが、鞆の浦あたりからでは大和まで普通十五日くらいしかかからないので、周防国の玉祖郷に投馬国を比定するという苦心と無理を重ねることとなった。

もっとも陳寿は水行三十日に加えて陸行一月と計算して、大和から更に東海道を三十日かけて東京辺りまで行くのと同様な日程を立てて南に進むと邪馬台国に達すると考えた模様である。その場合には邪馬台国は会稽郡の東冶県の東の辺りに位置するという計算になる。沖縄本島の東の沖合辺りに達するものと計算される。

内藤虎次郎の唱えた大和説の難点は、古事記にも日本書紀にも魏志倭人伝に見える記事が見当たらないところにある。要するにミマキイリヒコの崩年干支はやはり西暦の318年のものであるから、ミマキイリヒコを卑弥呼と同時代の人であると想定することには無理がある。卑弥呼とミマキイリヒコの間に次の女王である壹與の時代が挟まることとなる。

---

(14) 同上

もし邪馬台国に都を置いた女王が卑弥呼ではなくて次の女王である壹與であるとすれば、大和説は完全に復活する。邪馬台国とは纏向のことであり、次の女王である壹與とは箸墓古墳に眠るヤマトトヒモソヒメの命であるからである。

## 第八節 邪馬台国論争その二

第二次大戦の後における邪馬台国九州説の雄は井上光貞である。井上光貞は白鳥庫吉より引き継いだ邪馬台国九州説に立ちながら、九州説の不備であった邪馬台国と日本古代史との関係という難問に立ち向かい、新たな知見を打ち出した。ハツクニシラシシミマキノスメラミコトの発見である。崇神天皇という贈り名で知られるこの武人こそ大和王権の始祖王である。これが井上光貞の新機軸であった。古事記や日本書紀を紐解くと、カムヤマトイワレヒコという最初のスメラミコトが登場するが、ミマキイリヒコもまたハツクニシラスメラミコトである。どうして初めて倭国を治めた最初のスメラミコトが二人いるのか。井上光貞の答えは明白である。カムヤマトイワレヒコの方は神話伝説の登場人物である。これに対して実在の最初の大王がミマキイリヒコである。実際、古事記にせよ日本書紀にせよ旧辞とよばれる大王の物語はミマキイリヒコから始まる。その前は大王たちの系譜関係と治世年数と陵墓の場所を示す帝紀と呼ばれる記事しかない。これは実在する最初の大王がミマキイリヒコである証拠である。それでは大和王権の始祖王であるミマキイリヒコはどこからやって来たのか。イリヒコという名前にはっきりとその出身が示されている。畿内に外からそれも九州からやって来て畿内を平定した武人王である<sup>(15)</sup>。

九州ではミマキイリヒコは何をしていたのか。邪馬台国を滅ぼした武人がミマキイリヒコである。こうして邪馬台国九州説とその後の日本古代史が繋がることとなる。ミマキイリヒコがその結び目に立つ。まず九州にあった邪馬台国を平定し、その勢いで畿内をも平定する。ミマキイリヒコとタケハニヤス王の

---

(15) 井上光貞『日本の歴史Ⅰ—神話から歴史へ—』中央公論社、1965年

権力闘争が古事記に克明に伝えられている。

武力による畿内平定の証拠である。

邪馬台国の消滅と大和王権の成立を巧みにまとめ上げる井上光貞の提唱する邪馬台国九州説は一世を風靡することとなった。津田左右吉が強調した文献批判の積み重ねによる文書学としての歴史学が花開いた瞬間である。

井上光貞の提唱する邪馬台国九州説に伴う難点を点検して置こう。ミマキイリヒコが九州という外部から畿内に侵入する以前の畿内の状況には何の説明もない。帝紀が伝わるということは地域王権が一応成立していたことを示すのではないのか。また日本書紀に伝わる旧辞の中にはミマキイリヒコに先行する人物が登場する箇所がある。例えばヤマトトヒモモソヒメはその典型例である。箸墓古墳に眠るとされるこの謎の巫女王は一体何者なのか。歴史の中に実在する人物なのか。それとも神話伝説の登場人物なのか。

箸墓古墳は巨大である。ミマキイリヒコではなくて箸墓古墳に眠る巫女王こそ大和王権の始祖王なのではあるまいか。畿内に外部すなわち九州からやって来てそこを平定したのはミマキイリヒコではなくてこの巫女王ではないのか。もとは伊都国の王女である壹與という女王が遷都して纏向に渡来してそこを平定して始祖王になったのではないのだろうか。

遷都は陳寿がそう理解していた様に南に向かって実行されたのではなくて、東に向かい纏向に到着したのである。邪馬台国とは纏向のことである。纏向遺跡の領域が急速に拡大するという事実が報告されている。纏向という古代都市の自発的かつ内在的な発展としてはとても説明できない急激な拡大が発生している。九州から大量の渡来者がやって来たから急速な拡大が発生したのではないのか。箸墓古墳は巨大であるが纏向遺跡のはずれの辺りに建造されている。これは箸墓古墳に眠る者が後から纏向に到来した新参者であったから生じた事態<sup>(16)</sup>なのではないのか。

白鳥庫吉や津田左右吉とおなじ様に井上光貞もまた陳寿が女国を女王国に書

---

(16) 大和岩雄『新邪馬台国論』大和書房、2000年。140頁、164頁および335-337頁。

き直したという決定的な事実に気づいてはいなかったのである。

さて井上光貞の提唱する邪馬台国九州説に反撃する邪馬台国大和説は文献批判を越えて物証にその根拠を捜し求めるに至る。

新しい邪馬台国大和説を唱えたのは小林行雄である。小林行雄はこれまでの邪馬台国論争が文献の解説を中心に据えていたのに対して、銅鏡という実物の証拠を持ち出して新しい論陣を張った。小林行雄は三角縁神獣鏡に着目して、その分布の中心が畿内にあることを実証した。京都の椿井大塚山古墳から昭和二十七（1952）年に三十二面の三角縁神獣鏡が出土して以来、各地に同型鏡のあることが発見された。小林行雄は同範鏡と呼んでいるが、元の鏡を粘土に押し付けて鑄型を作ると、同じ文様の鏡ができあがる。これが同型鏡である。同型鏡の分布を見ると畿内と西日本ないしは畿内と東日本という風に広がっており、畿内に中心があることは明らかである。

さらに小林行雄は次に魏志倭人伝の記事に着目する。魏の皇帝が卑弥呼に贈った贈答品の中に「銅鏡百枚」が含まれている。卑弥呼が魏から貰った銅鏡百枚とは三角縁神獣鏡のことである。魏の皇帝は卑弥呼に贈り物を倭国の人々に見せて倭国に対して魏の応援のあることを伝えるように諭しているので、銅鏡の頒布はそうした魏の後ろ盾を受けて卑弥呼が倭国の内部を統率しようとして企てたものであろうとする。

三角縁神獣鏡が魏から貰った「銅鏡百枚」であるとする証拠はあるだろうか。年号が銘文に含まれた銅鏡がある。魏の年号である青龍三年鏡、景初三年鏡、景初四年鏡、正始元年鏡が見つ<sup>(17)</sup>かっている。また銘文からは魏の工人が洛陽

(17) 景初四年という年号は存在しないが、景初四年正月と二月は実在したと推計される。魏は漢の武帝の定めた太初暦を引き継いだが、青龍五（237）年春三月に景初暦を制定し、翌夏四月に景初元年三月を置いた。その結果、次の事態が発生した。机上の暦と生活の暦が分離してしまったのである。分離は景初元年三月に始まり、景初四年二月まで続く。翌月の正始元（240）年二月には解消している。暦の分離を解消するために、魏の行った処置は次のようなものである。すなわち、景初三年十二月に詔を出し、景初四年正月（＝建丑の月）の呼

の都の鏡工房に出仕していたことが窺える。

小林行雄はこうした証拠を元に、卑弥呼は畿内の女王であり、それゆえ卑弥呼の都があった邪馬台国は大和にあったと論じている。更に畿内の女王のそばにいた有力者が実際には銅鏡の配布を担当したものと推定している<sup>(18)</sup>。

小林行雄の唱えた邪馬台国大和説は物証に基づく論証に支えられていて、新鮮な驚きを学界や世間にもたらした。

とはいえ問題は残る。まず「銅鏡百枚」全部が三角縁神獸鏡であるかどうか

---

び名を景初三年後十二月に変え、景初四年二月（=建寅の月）の呼び名を正始元年正月に変えるというものである。だがこの変更は月名の変更にとどまり、景初暦の暦日はそのまま使われている。もともと生活暦よりも一と月早い景初暦の暦日を一と月あとの位置に置いた結果、机上の暦と生活の暦の分離が発生したのであるから、暦日の位置を一と月戻せばそのまま生活の暦と一致することになる。十干と十二支を一つずつ動かして日付を順に示す生活暦は太初暦の施行された時から長年に亘って形成された強固な慣習であり、「夏正は数に於て天正を得たり」その変更は無理であった。それゆえ景初暦の位置を生活暦に合わせる工夫が実行されたということである。

その結果、不思議な事が起こった。景初四年正月に魏の皇帝が卑弥呼に宛てた詔は魏志では景初三年（後）十二月のものとした。ところが晋書の宣帝紀には「正始元年春正月、東の倭、訳を重ねて貢を納む」と記録されている。晋書の編者は景初四年正月を、同年中に正始へと元号が変わっているの、正始元年に含めて記録したわけである。景初三年後十二月とは名前だけの月であって、実際の暦法によれば景初四年正月のことであり、その別名である。新春の祝賀行事を一と月遅らせて実行することがこうして可能となり、明帝の一周忌と正月が重ならずに済んだ。

景初四年正月の詔を魚豢は景初三年中の出来事ではないと判断して、魏略に盛り込まなかった公算が高い。晋書の編者は、おそらくは魏略を見て、そこに見られないこの詔を翌年である正始元年正月のものとして判定し、景初三年に含める魏志に異を唱えたのではなかろうか。景初年間と正始年間の境をどこに求めるのかは実は難しい問題なのである。

なお次を参照されたい。横山貞裕「卑弥呼と倭の五王時代」邪馬台国10、1981年秋。

(18) 小林行雄「邪馬台国の所在論について」ヒストリア4、1952年。同「初期大和政権の勢力圏」史林、40巻4号、1957年。

は判明しない。同型鏡が倭国において作られたことも明らかであろう。また卑弥呼が魏の皇帝から銅鏡を贈られた正始元年から何年位経ってから銅鏡の頒布が実行されたのかは、簡単には推定できない。銅鏡は長持ちするから、何十年か経ってから配布することも可能であろう。

卑弥呼が銅鏡を受け取ったのはいつか。正始元年に帯方郡の大守であった弓遵が部下の梯儁たちを倭国に遣わし伊都国において倭王つまり卑弥呼に鏡を下賜している。正始元年に卑弥呼が大和の女王であったのか否かは、銅鏡を受け取った時の記事からは知り得ない。結局、卑弥呼が大和の女王であるという暗黙の前提から卑弥呼が邪馬台国の女王であるという結論が引き出されたことになる。三角縁神獣鏡の同型鏡が各地に頒布された時点において畿内が倭国の政治の中心であったことは小林行雄の提出した物証により論証されたと言えよう。だがそれが卑弥呼の時代の出来事なのか、それとも次の女王であった壹與の時代の出来事なのか。あるいは更に後の出来事なのかは、簡単には判別できない。

卑弥呼が魏から貰った銅鏡を次の女王である壹與が遷都の際に邪馬台国に運んで、その後に銅鏡の同型鏡を作って各地に配布したという可能性を小林行雄説では排除できないであろう。<sup>(19)</sup>

## おわりに

二つの女王国があった。陳寿の書いた魏志倭人伝を精しく読めばそうした結論になる。

一つ目の女王国は帯方郡から一万二千余里のところにあった。帯方郡から伊都国まで一万五百余里であるから、伊都国から千五百余里のところにある計算になる。帯方郡から奴国までなら一万六百余里であるから、奴国から千四百

---

(19) 蓮沼啓介2013「幻の邪馬台国—魏昭と魏志の間—」アジア文化研究39、注(17)および同2016「アッ猫がいる—法哲学日本語学論考」、神戸法学雑誌、66巻2号57頁表1参照。

余里のところにある計算になる。帯方郡から不弥国までなら一万七百余里であるから、不弥国からなら千三百余里のところにある計算になる。こちらの女王国が九州の内部にあったことに疑いの余地はない。

二つ目の女王国は邪馬台国である。こちらは奴国ないし不弥国からまず「水行二十日」して投馬国に至りそこから更に「水行十日」してようやく入り口に達するという遠方であった国である。更に「陸行一月」と陳寿は解したものの、実際には水路ではなくて途中から陸路をとっても更に三十日かかる遠方の国であった。それが大和にあったことに疑いの余地はない。

この二つの女王国に対応する遺跡の発掘が順調に行われている。吉野ケ里の遺跡は九州の女王国の遺跡であるに違いない。また纏向遺跡こそ邪馬台国の遺跡に違いない。

だがどちらも卑弥呼の都ではない。まず吉野ケ里の遺跡であるが、実は女国つまり狗奴国の都の遺跡である。火の国の都である。陳寿が女国を女王国と書き直したために誰もが誤解に陥ってしまっていたのである。翰苑が発見されて魏略の逸文が姿を現すまではこの事実は誰にも分からなかったのである。また邪馬台国に都を置いた女王は壹與であって卑弥呼ではない。壹與の時代に遷都が実行された。それまでは万余戸を数えた伊都国の人口は遷都の後には千余戸に激減している。人口が十分の一に減少する。それは凄まじい規模の遷都であった。「投馬国」軻の浦に因む名前であるが、古名はおそらくは苫の浦であり、トマの国とは吉備のことである。吉備の国から先は多くは陸路を歩いて移動したものであろう。陸路を歩けば「陸行一月」かかる。壹與とその一行は大船団を組んで堂々と瀬戸内海を東に進んだに違いない。途中吉備の国で休息をとったものと思われる。「水行二十日」更に「水行十日」という日程の記録は大規模な遷都の時に実際にかかった日数に基づいて算出された日数の標準であるに違いない。

これまで数限り無い邪馬台国の候補地が提案された。卑弥呼が都を置いた邪馬台国の候補地は論者の数だけ無数に存在した。だが誰も卑弥呼が都を置いた

邪馬台国に行き着くことはできなかった。

それは無理はない。卑弥呼が都を置いた邪馬台国は存在しなかったのである。

卑弥呼が都を置いた邪馬台国とは壮大な幻が生み出した地上には実在しない都であった。

## 第7章 応神紀再考（省略 法務研究13を参照されたい）

## 第8章 女王の好きな催馬楽歌

### 一 広井の女王

広井の女王は天武天皇の五世の孫である。日本三代実録の貞観元（859）年十月廿三日条には広井の女王の薨伝が記されている。「尚侍従三位広井女王薨。広井者二品長親王之後也」とある。広井の女王は天武天皇の皇子である長親王の子孫である。「曾祖二世従四位上長田王。祖従五位上広川王。父従五位上雄川王」と続く。広井の女王の曾祖父は長親王の子であり、天武天皇の二世孫に当たる長田王である。祖父は広川王であり、父は雄川王である。曾祖父の長田王は長親王の子である栗栖王の兄に当たる。天平六（734）年二月朔日に朱雀門の前で開催された「歌垣」野外コンサートの時には雅楽頭であった弟の栗栖王と一緒に合唱の音頭取りを行っている。「正四位下長田王。従四位下栗栖王」とあるから、長田王が年長であることは明白かつ確実である。音楽好きの家系なのである。曲目は「難波曲。倭部曲。浅茅原曲。広瀬曲。八裳刺曲」であった。地方歌謡である風俗歌に始まり、記紀歌謡や神楽歌を経て八少女を歌う大歌に至る曲目の模様である。

「薨時年八十有余」。八十を越す生涯であり、大往生であった。逆算すると宝亀年中の生まれとなる。「広井少修徳操。挙動有礼。以能歌見称。特善催馬楽歌」お行儀良く育ち、礼儀正しい少女であった。歌の才能に富み評判が立つほどで

あり、特に催馬楽が得意であった。

ところで催馬楽とは何か。

因に長田王を栗栖王の子とする系図が出回っているが、これは「曾祖二世」の二世を天武天皇から数えた世代数ではなくて長親王から数えた世代数であると読み違えた結果、生じた理論上の困難の産物である。長田王は長親王の子ではなくて孫であるということになればどうしても長田王の父親が系図の上で必要になる。栗栖王という長親王の子（実は長田王の弟）を長田王の父親と見なす見方がこうした理論上の困難に答える架空の机上の結論として提出されることになる。

もともと皇族の世代数は天皇を原点とし起算点として数えるものであるから、二世とあれば天武天皇から数えて二世孫であることは当たり前である。錯覚から生じた理論上の困難に應えるには問題に解答を出すのではなくて問題を解消にもたらすことが適切である。

広井の女王は五世孫である。令の規定によれば、五世王は名のみで皇族には入らない。大宝令でも養老令でも同じ扱いである。では五世の女王である広井の女王は皇族ではないのか。慶雲三年格という特別法があって、五世王までは皇族とする定めがある。この格の定めにより広井の女王は皇族の一員として生まれた人である。だが延暦十七（796）年には慶雲三年格を廃止する格が発せ<sup>(20)</sup>られている。

## 二 催馬楽とは何か

ところで催馬楽とは何なのか。梅が枝を取り上げて分析を試み、解答を探る

---

(20) 蓮沼啓介1997「選叙令蔭皇親条令積の復元」比較法史研究6、未来社。

広井の女王は遷都まもない平安京において皇族の身分を剥奪されてしまうのである。その後は宮中女官として出仕し、尚侍（ないしのかみ）という女官長まで勤めている。二十歳位で氏女となり、氏女の採用年令を引き上げる大同元年の官制改革に救われ、四十歳まで氏女を続けた人であった公算が高い。氏女とは畿内から取る采女のことである。

こととしよう。梅が枝は古今集にも春の部に採られ、壬生忠岑の和歌体十種にも華艶体の歌に取り上げられている。源氏物語にも梅が枝の巻があって、薫物合わせの後の酒宴の席では柏木の弟である弁少将が美声を響かせて梅が枝を歌っている。

まず古今集から歌を引き、次に催馬楽の楽譜を三段に分けて引用する。

梅が枝に 来居る鶯 春かけて 鳴けども いまだ 雪はふりつつ

无女加衣尔 (以々々々) 支井留宇 (々々々) 久 比須也 (安々々々)  
波留加介 (衣々) 天 (衣々々々) 波礼 (衣々々)

波留加介 (衣々々々) 天 (衣々々々) 名介止毛 (於々々) 伊万太也  
(安々々々) 由支波不 (字々) 利 (以々々) 川々 (字々々)

安波礼曾 (於々々) 己 興之也 (安々々々) 由支波不 (字々) 利 (以々々)  
川々 (字々々)

囃子ことばが掛け声のように入り、また言葉を繰り返すところもある。(言葉を延ばすところ) があちこちにあるが、和音を構成する子音と母音のうち母音の部分だけを繰り返し重ねて延ばすところを言葉の緒と呼ぶ事にしよう。緒とは和音に含まれる母音を延長した部分のことである。言葉の緒には安以宇衣於の五つの母音のどれかが使われている。これは梅が枝だけの特質でなくて催馬楽全般の特質である。催馬楽は日本語が五母音からなる時代の歌である。どれも平安京に移ってから後に記譜された歌謡である。

要するに催馬楽とは外来の歌曲に合わせて倭歌を歌う新手のあらたしき歌謡曲である。平安京における流行歌である。それまで雑楽と呼ばれていた海外から渡来した舶来の洋楽の旋律に合わせて倭言葉の歌詞を口にする。これが催馬楽である。曲つまり東洋音楽と宇多つまり倭の詩言葉の出会いと交流の産物で

ある。西洋音楽の曲に合わせて日本語の歌詞を歌うのに似た音曲の組み合わせである。分かりやすい例を挙げて見る。試しに滝廉太郎の作曲になる荒城の月や花という題の隅田川の曲に合わせているのは歌や今様を歌って見れば、曲と歌詞の新しい組み合わせとは何であるか良く分かる。

曲に宇多を付す。こうした試みがいつどこで始まったのかは余りはっきりしない。一説には調という地方の特産品を都に運ぶ人夫たちが歌い始めたものともいう。それを聞きつけた広井の女王の如き歌好きが自分でもあれこれと曲と歌詞を付け代えて歌っているうちに流行り唄へと成長したものであろう。あるいは催馬楽は朝廷における女楽や踏歌の伝習所である内教坊に出入りする采女の戯れから始まった歌かも知れない。良く分からない中国語の歌詞の代わりに倭語の歌詞を付けて歌って見る。催馬楽の歌曲に我が駒の歌詞を合わせてみる。古い酒を新しい革袋に入れる。古い倭歌の歌詞に雑楽の曲を振る。歌詞は古くとも曲は新しい。それが催馬楽の始まりである。やがて新曲は新しい歌詞を呼び覚ます。催馬楽の歌詞は自由自在でしどけなく時に奔放ですらある。

あるいは催馬楽古譜に伝える歌は広井の女王から直接に習って書き下ろしたものなのではあるまいか。

### 三 琴歌譜の成立事情

『琴歌譜』の伝える楽譜は、催馬楽とは異なり、上代八母音が使われていた時代の産物である。尤も琴歌譜を記録した時点では古と己の如きコ甲とコ乙の使い分けを除いて上代八母音の使い分けは見られない。上代八母音がほぼ消失した時点になってから、上代八母音の残存していた時期に歌を学んだ歌師の覚えている古歌を、歌師よりずっと若い世代の若手が聞き取って書き取った記録が琴歌譜である。それは何時頃のことか。琴歌譜の伝本は陽明文庫に蔵する一本だけであるが、その奥書には「琴歌譜一卷、安家書／件書希有也。仍自大歌師前丹波掾多安樹手伝写。天元四年十月二十一日」とある。

大歌師である多安樹の手による写本から伝写したこの写本は安家つまり多安樹の家の書物である。天元四（981）年に伝写を済ませた奥書の筆者はおそら

くは多安樹の子孫であろう。大歌所の設置は大同四（809）年の官符による雅楽寮の定員再編の一環であった。雅曲つまり古い倭の琴歌の歌師も正舞の舞師も雑楽の中にくみ込んでしまう。こうして雅曲正舞と雑楽を主管する雅楽寮の性格が大きく変化し、雑楽が雅楽の中心を占めるに至るのである。

大歌所は設立の当初は新嘗会から正月十六日の節会までの四節に大歌を奏するために、歌人うたひとを召し大歌おほうたを教える大事な役目を担う役所であった。だが大歌はやがて新嘗会だけに奏される古式豊かなやや時代遅れの儀礼になってしまう。時代の流行りは催馬楽の示す洋楽に傾いてしまうのである。新嘗会でも若者の関心を惹くのは美少女たちの舞う五節舞であって、古めかしい倭舞や琴歌ではなかった。

雑楽と倭歌の相互浸透。これが催馬楽の源流である。その結果として渡来の雑楽は雅楽の主流を占めるに至るのである。いまでは雅楽といえば古来の洋楽つまり渡来の雑楽のことである。催馬楽の流行がこうした事態を招いたわけである。

多安樹が写した琴歌譜の原本はいつ頃どこで作成されたものであろうか。琴歌譜には「新たしき」の歌があるが、その下の句は「千歳を重ねて楽しきを経め」と結ばれている。もともとは天平十四（742）年正月十六日に詠まれた歌であるが、続日本紀には「仕へまつらめ万代までに」とある。琴歌譜は続日本紀が成立する延暦十六（797）年より前に成立したと推定される。琴歌譜は自らの伝承に付き、続日本紀に従うことをしてはいない。これは琴歌譜が続日本紀よりも前に作成されたことを示す事実である。琴歌譜の原本の筆者は歌師の歌う歌を直接聞いてそこから書き取りを行っていると推定される。琴歌譜は遷都寸前の平城京の雅楽寮において記録された公算が高い。これに対して催馬楽は続日本紀に従っているし、古今集は琴歌譜に従っている。催馬楽は続日本紀の編集に使われた記事を題材にして成立している模様である。尤も「恭仁の宮人」を歌う澤田川などは既にあった歌を洋楽に合わせて歌い直したものであろう。

二十卷本の倭名類聚抄の音楽の部には曲調類（第四十九）の双調曲のところ

に「柳花苑・春庭楽・催馬楽・狭鱒河・和風楽」といった音曲が並んでいる。催馬楽には「律我駒曲是也」と注があるし、狭鱒河には「律澤田河曲是也」と注がある。催馬楽や狭鱒河は我が駒や澤田川の歌詞に付けた音曲の名前である。柳花苑と催馬楽は渡来曲を変奏した曲であるし、春庭楽と狭鱒河は日本で作った曲である。和風楽がおそらくは催馬楽のもともとの名前である。和風楽には渡来曲を変奏した曲と日本産の曲と双方の曲が含まれていることが窺える。和風楽という名称は源順がかりに用いたものであろう。普通には古くより歌われ誰もがその歌詞を知っている催馬楽、澤田川（などなど）という曲名を並べて、その総称としていたところ、いつの間にか催馬楽が和風楽の総称ともなったものであろう。調を運ぶ人夫の歌とする一条兼良の説は我が駒という奈良時代の風俗歌には当て嵌まるものの、総称としての催馬楽の語釈としては誤解である。時代を超えて人気の高い流行歌は貴賤を問わず歌好きなら誰でも口ずさむものである。

和名抄では和風楽における歌詞と音曲の関係は不明である。わずかに伊勢の海の音曲が拾翠楽であり、桜人の音曲が地久楽であることが注に示されているだけである。音楽部を二つに分けて楽器部第六とは別に音曲部第七を立て曲調類（第四十九）を拡張して和風楽である催馬楽を全面的に取り上げるという源順の構想が行き詰まった結果生じた破綻の痕跡であるのかもしれない。

#### 四 上古音の痕跡

琴歌譜の伝える楽譜に上代八母音の痕跡を探すことにしよう。伊勢神歌に「よよよよ」という囃子言葉が使われている。その箇所のご歌詞は「与々余々」と記されているが、楽譜には「与央与 一 余央余（於於々）与於与、余央余、」とある。与や余の言葉の緒に央と於が現れるが、明らかに央と於とが使い分けられている。これは夜と代の使い分けである。夜はヨ甲yoの音を示し、代はヨ乙yöの音を示す。央が代の緒であり、於が夜の緒である。正しくは「代々夜々 夜々 代々」と記し、「代央代央 夜於夜於 夜於夜於 代央代央」と楽譜を書くところである。歌師はヨの甲乙を正しく言い分けているが、記録を

とる若手にはもはや夜と代の音の区別はつかない。だが違いがあることには気づいていて与と余という二字を使って何とか書き分けようと苦心している模様である。定家仮名遣いを定める際に藤原定家が味わった乎と於を書き分ける困難を思い起こさせる不思議な場面である。

淡路島の篠を歌った歌返しは「美波良乃之乃」で結ぶが、楽譜を見ると「茲能（於於）」と結ばれている。篠の努はノ甲の音であるが、能はノ乙であるから、ここは仮名遣いの誤用の箇所である。だが言葉の緒を見ると「於於」とノ甲に合った発音が行われている。歌師は正しくノ甲の発音を行ったが、それを記録する若手にはノ甲とノ乙の区別は付かず、ノ甲の努ではなくてノ乙の能の字を宛てている訳である。

歌師の歌が既に混用に落ち入っている箇所もある。短埴安振の楽譜には「乎止牟米央衣佐牟比伊須止於於」とあって乎止米の米がメ乙になっているが、少女や乙女の女はメ甲であるからメ乙の米を使うのは仮名遣いの誤用である。米の緒を見ると「央衣」となっていて歌師はメ乙の音をほぼ正しく発音している。ここは乎止女の女がメ甲の発音からメ乙の発音に音韻変化したことを示す証拠となる箇所である。

別に「少女さびすと」の箇所の歌詞は「乎止女佐比須止」とあるが、楽譜には「乎止牟米央衣 ー 佐牟比伊須止於於」とあって助詞の止の緒は「於於」とト甲の発音を示している。助詞の止はト乙であるから、歌師の発音は既にト甲とト乙とを混用している訳である。

また「袂にまきて」の袂は楽譜では「太毛於止央於」となっている。袂の止はト乙の音であるが、袂の止の緒を見ると「央於」となっていて、ト乙の発音が正しく行われている。

歌師は袂の止はト乙に発音している。にもかかわらず助詞の止はト甲の発音に近づけて発音しているのである。止は古音であるから漢字音の制約を受けにくく、ト甲に近い音を示すにも使いやすい文字である。歌師の発音ではト乙の音はト甲の音に近づいていることが分かる。央と於の音域は次第に接近して区別が難しくなっているのである。

## 五 上古音の無退の中世音の成立

琴歌譜の楽譜には上代八母音の痕跡が残っている。しかもその崩れゆく有様を刻している。音韻の変化は二つの方向からなる。

一はメ甲の音がメ乙の音に変わっていくという方向である。祝杯の歌である宇岐歌の「夜可多久刀礼」の箇所楽譜には「止於礼亞々々々」とあって言葉の緒が「亜々々々々」とエ段の乙音の発音を示している。また散会の歌と思しいしらげ歌の「夜須久波多布例」の箇所楽譜には「波太布宇礼亞々々々々」とあって言葉の緒が「亜々々々々」とやはりエ段の乙音の発音を示している。衣という母音の発音がeからëへと変化していく。変化の方向を亞という漢字音が示しているのである。

二はト乙の音がト甲の音に接近するという方向である。既に仏足石歌において「尊し」のトの表記に「多布刀久」「多布止可理」とト甲の刀とト乙の止の両方が使われている。これはト甲とト乙の音域が接近してその区別が次第に難しくなっていくことを示す事実である。

こうして見れば上代八母音の中世五母音への変化の源が見えて来そうである。それは衣という母音の音域の移動として捉えることができる変化である。衣はももとはケ甲やへ甲やメ甲の発音に含まれる母音であったが、やがてその音域はケ乙やへ乙やメ乙に含まれる母音の音域に近づくことになり、ついにはエ段における甲乙の音韻の区別は消え去ることとなった。いわば衣は亞に吸収されてしまうのである。この変化に連れて、オ段の甲乙の母音の関係が変化する。その音域の距離が狭められることとなる。衣より亞のほうが央に近くて亞に押されて央と於の違いが狭くなる。こうしてコソトノヨロ（モ）の甲乙は次第に区別が薄れていく。広井の女王の生まれ育った時代はこうした音韻の変化する最中であつた。

広井の女王は日本語が五母音からなる時代の先頭に立つ新しい歌い手であつた。催馬楽の楽譜を書くにはそれにふさわしい新しい文字が必要とされた。それが借り名である。催馬楽の講習を通じて広井の女王は借り名の普及という歴史的な企てを押し進めていくのである。

終わりに当たり、一つの仮説を提出したい。八母音からなる上代日本語はいつどこでどのように成立したのかという疑問に対する仮の解答である。

1. もともと日本語は六母音の言葉であった。阿以宇衣央於の六母音である。
2. 北部九州の発音と大和の発音では*i*と*e*がかなり違っていた。
3. 北部九州から大和へ大量の移民が生じた。倭の女王卑弥呼の次の時代の出来事である。
4. 二種類の発音が混在した結果、イとエの発音は二つに分けられ、甲乙音に分かれた。言葉の意味もそれに連れて分化した。髪と神、女と目のようにである。
5. こうして八母音からなる上代日本語が成立する。八母音の日本語を大和言葉と呼ぶ事にしよう。記紀に伝える旧辞や神話は、大和言葉を話す人々の物語である。
6. イの甲乙とエの甲乙の音韻はやがて一つに纏まって行く。ただし、方向は逆であった。
7. イの音はもともとの*i*の音に一本化した。エの音はもともとの*e*に近いエの甲ではなくてエの乙の音に合流した。
8. その結果、央と於の音域が圧迫され、その区別が薄れやがて消え去ることとなる。
9. こうして五母音からなる中世日本語が誕生する。広井の女王の時代の出来事である。

こうした仮説を実証しあるいは反証することは若い皆さんの仕事である。

## 第9章 貫之の撰んだ万葉集

### 一 万葉抄とは何か

紀貫之は万葉集を撰んだ撰者の一人であるなどといえ、新説どころか珍説にも数えられず、時代錯誤も甚だしいと一蹴され、世間の物笑いの種となるの

が落ちである。ところが実はそうした説がある。源氏物語の注釈書である河海抄の梅が枝の巻に次に引く源氏物語から本文を引用した箇所とそれに付した注と注に加えた二行に分ち書きした細注がある。

さかの御かとの古万葉集をえらひかゝせ給へる四巻 (本文)

万葉集廿卷聖武御代撰之。或説に万葉抄五卷 (注)

貫之撰之云々是は以後の撰なり (細注)

順集云 (以下略) (注)

万葉集は聖武帝の時代に撰定されたという説に加えて「或説」を引いている。その説によれば紀貫之が五巻の万葉抄を撰んだという。勿論これは「以後の撰」ずっと後の時代の出来事である。実際、紀貫之の時代にも万葉集が撰定されている。新撰万葉集がそれである。

新撰万葉集は菅原道真の撰と伝えられ菅家万葉集としても知られている。上下二巻からなる。万葉振りの倭歌とその訳である漢詩からなる漢字ばかりの作品である。

いま上巻の春の部から一首とその訳詩を引く。(読み下し文は先学に習い筆者が付した)。

春霞 色之千種丹 見鶴者 棚曳山之 花之影鴨

霞光片々錦先端	霞光片々として錦先端
未辨名花五彩斑	未だ辨ぜず名花の五彩の斑らかなることを
遊客廻眸猶誤道	遊客眸を廻らして猶し誤りていふ
応斯丹穴聚鵞鸞	応に斯れ丹穴に鵞鸞の聚まれるなるべしと

虚辞にあてた鶴や鴨にたいして想像の霊鳥である鵞や鸞を宛てるあたりに遊び心が重なり合い弾け合う作品である。

次は夏の部からである。

夏之夜之 臥歟砥爲留礼者 郭公鳥 鳴一音丹 明篠之目

日長夜短懶晨興	日長く夜短くして晨に興るに懶うし
夏漏遅明聴郭公	夏漏遅のの明に郭公を聴く
嘯取詩詞偷走筆	詩詞を嘯取して偷かに筆を走らす
文章気味与春同	文章の気味春と同じ

郭公の鳴き声に詩を聞き取ってぬすむように筆を走らせ書き下ろしていく。でも出来上がりの文章は寝覚めの悪い春とたいして変わらない。道真は自らの体験を込めて詩を訳している模様である。朝早く目覚め野鳥の鳴き声を聞きながら創作に没頭し詩文を練り上げる菅原道真の姿が浮かび上がって来るようである。

ところで紀貫之が撰んだ万葉抄とは新撰万葉集のことなのであろうか。

## 二 原撰本の作者

新撰万葉集の異本が近年出現した。流布本と比べると上巻はほぼ同じであるが、下巻は大幅に異なっている。まず漢文の序文が無い。また漢詩がまったく無い。要するに倭歌だけの歌集である。異本を原撰本と呼び流布本を増補本と呼ぶ。原撰本の下巻に書き記された倭歌だけの歌集を撰んだのは誰か。それが菅原道真ではないことは明白である。道真がわざわざ和歌を撰んでおきながら、その漢訳を付さないことなど考えられないからである。また流布本の下巻の撰者と伝えられる源當時でもないことは明白である。新撰万葉集は和歌を漢訳する目的の書物であるからである。原撰本の下巻に纏められた万葉振りの歌はいわば実験段階の半製品である。やまと歌を撰んで万葉振りの用字法を用いて書き直したこの人物はだれか。

それは紀貫之である。この仮説を確かめて見る。

寛平御時后宮歌合の秋の歌のうち右方の歌を順に並べて新撰万葉集の下巻の秋の歌と順に対照してみる。そうすると語句に違いはあるものの歌はまったく

一致する。二番目の歌の結びは「つらなる」が「つらぬく」に詠み変えられているが、これは紀貫之が自作を推敲した結果である。「聯貫」貫之はこの字句を署名としても使っているのである。

浦ちかく たつ秋霧は もしおやく 煙とのみぞ 見え渡りける  
浦近久 起秋霧者 藻塩焼 烟砥而已曾 立亘芸留

秋の野の 草はいとゝは みえなくに をく白露の 玉とつらなる  
秋之野之 草者絲鞆 見江那國 置白露之 玉砥聯貫

わがために 来る秋にしも あらなくに 虫の音聞くは 先ぞかなしき  
為吾 來秋丹霜 荒無國 虫之音聞者 先曾金敷

秋といへば 天雲までに もえにしを 空さへしるく などか見ゆ覽  
秋來者 天雲左右丹裳 不黄葉緒 虚佐倍驗久 何歟見湯覽

山の井は 水なきことぞ みえわたる 秋の紅葉の ちりてかくせば  
山澤之 水無砥杵曾 見亘 秋之黄葉之 落手翳勢者

秋風に さそはれ來つる かりがねの 雲ゐはるかに けふそ聞こゆる  
秋風丹 被倡亘 雁歟聲者 雲居遙丹 當日曾聞湯留

原撰本の下巻に見える歌集の撰者が歌合の歌を撰んでいることは明らかである。だが新撰万葉集と寛平御時后宮歌合との関係はこれまで余り明白にはされなかった。歌合の写本に不足があつて歌合わせにおける左右の詠み分けが見失われてしまったからである。

## 三 寛平歌合せの復元(その1)

寛平御時后宮歌合には歌の脱落した箇所がある。

まず夏の歌を一番から四番まで見る。

一番 左

蝉のこゑ 聞くはかなしな 夏衣 うすくや 人のならむと思へば

右

にはひつつ 散りにし花を おもほゆる 夏はみどりの 葉のみ茂りて

二番 左

空蝉の 侘しきものを 夏草の 露にかゝれる 身にこそ有りけれ

右

夏の夜の 月は程なく 明なから あしたの間をぞ かこちよせける

三番 左

友則

宵の間は はかなくみゆる 夏虫に まとひまされる 恋もするかな

右

貫之

( 脱落 )

四番 右(左)

夏の夜は 臥すかとすれば 郭公 鳴く一こゑに あくるしのめ

左(右)

かりそめの みや頼まれぬ 夏の日を など空蝉の なきくらしつる

三番右に位置する紀貫之の歌が欠けていて、四番左が三番右に繰り上がっている。以下、全ての歌が繰り上がっていて、右と左が逆転している。その結果、左方の歌詠みであった紀友則や紀有常があたかも右方の歌詠みであるかの見かけが生じることとなった。

次に冬の歌を見る。冬の歌は八番の左に位置する歌が欠けている。

八番 左

( 脱落 )

左(右)

雪のみぞ 枝にふりしき 花も葉も いにけむ方も みえずも有る哉

以下、歌の左右が逆転している。その結果、左方の歌詠みである在原棟梁が右方の歌詠みであり、右方の歌詠みである坂上是則や藤原興風が左方の歌詠みであるかの見かけが生じている。

#### 四 寛平歌合せの復元（その2）

次に恋の歌を見る。恋の歌は六番左が欠けていてまた十一番右が欠けている。六番から十一番までを次に引く。

六番 左

（ 脱 落 ）

左（右）

おもひには あふ空さへや もえわたる 朝たつ雲を煙とはして

七番 右（左）

敏行朝臣

明けぬとて 帰る道には こきたれて 雨もなみだも ふりそぼちつつ

左（右）

おもい侘び けふりは空に 立ちぬれど わりなくもなき 恋のしるしか

八番 右（左）

人をおもふ 心のおきは 身をそやく 煙立つとは 見えぬものから

左（右）

あかすして 君を恋つる 涙にそ うきみしつみ、 やせわたりける

九番 右（左）

鹿鳴なる つくまの神の つく〜と 我身ひとつに 恋をつみつる

左（右）

わりなくも 寝ても覚ても 恋しきか 心をいつち やらばわすれん

十番 右（左）

敏行朝臣

恋侘ひて うちぬる中に 行きかよふ 夢のた、ちは うつつなるらむ

左（右）

興風

わひぬれは しみて忘れんと 思へとも 夢てふ物そ 人たのためなる  
 十一番 右(左)  
 いとはれて 今は限りと しりにしを 更にむかしの 恋しかるらん  
 左(右) 興風  
 ( 脱 落 )

六番右が欠けていて以下十一番まで左右が逆転している。その結果、左方の歌詠みである藤原敏行朝臣が右方の歌詠みであり、右方の歌詠みである藤原興風が左方の歌詠みであるかの見かけが生じている。

寛平御時后宮歌合の写本には歌が欠けた箇所があって、歌合わせの実際の様子に分からなくなってしまってから久しい。左右の歌詠みを確認して置く。

左方 紀友則 素性法師 紀有常 在原棟梁 小野美材 藤原菅根  
 凡河内躬恒 藤原敏行 壬生忠岑 在原元方 菅野忠臣

右方 紀貫之 源當純 藤原興風 大江千里 坂上是則

ひとつ小さな疑問が残る。春の歌の十三番の左に置かれた次の歌は興風とあるが、これは記録の間違いではあるまいか。

春霞 色の千くさに みえつるは たなびく山の花のかけかも。

さて歌合の歌が脱落したことを直ちに示す証拠はないが、そうした推定を支える有力な証拠がある。古今集では貫之の歌とされている次の歌は貫之集には入っていない。

夏の夜の 臥すかとすれば 郭公 鳴く一こゑに あくるしのめ

この歌は推定によれば貫之の詠んだ夏三番の右の歌ではなくて、貫之とは別人が詠んだ夏四番の左の歌である。この事実はまた貫之集が貫之の自撰集であり、自筆本が後世まで長く伝世されていたという伝承とも良く符合する。

## 五 新撰万葉集の撰者

新撰万葉集の原撰本の下巻は春夏秋冬恋の五部からなる。それぞれの部に収めた歌を書いた和紙を五枚丸めて保管していたものがおそらくは「万葉抄五

卷」にあたるのであろう。

歌合の右方の歌を次々と撰んだこの部分の撰者は歌合わせの右方の歌詠みの中にある筈である。右方の歌詠みは五人しかいない。うち紀貫之が撰者であるに違いない。

更に問題は続く。新撰万葉集の上巻の歌を撰び、万葉振りに書き表した人物は下巻の撰者と同一人物ではないかという推定が発生するからである。虚辞に宛てる字に好みがあり、手丹緒者裳や濫覽南鉞鞆鴨鶴塗筒などが良く使われている。

新撰万葉集の撰者は紀貫之ではないか。菅原道真是漢詩への訳者にすぎないのではないか。これが残された問題である。また新撰万葉集が寛平年中に完成に至らなかった事情も不明である。あるいは菅原道真に比肩し匹敵する漢詩文の制作者を見いだせなかったのかもしれない。だがその場合にも紀貫之には万葉振りに書いた倭歌に借り名を付して詠みやすくするという道が残ってはいなかったのだろうか。例えば次の具合にである。

尔保比都々	知里尔之波奈曾	於毛保由留	那都波美度利能	波乃弥之計里天
匂筒	散西花曾	思裳保湯留	夏者緑之	葉而巳繁里手

阿伎乃能乃	久佐波伊止止八	美延那匂尔	乎久之良都由乃	多麻止都良奴九
秋之野之	草者絲鞆	見江那國	置白露之	玉砥聯貫

貫之の二字が人の名として結びから逆向きに詠み込まれているのが印象的である。男手とも呼ばれる借り名がやがて廢れる分岐点にこの時点において紀貫之が立っていたように思われてならない。

## 第八章 阿米都千と以呂波—いろは歌の作者は誰か

### 1 いろは歌異聞

古来いろは歌は弘法大師空海の作と伝える。つとに釈日本紀の開題にこう記されている。

先師説云（中略）伊呂波者弘法大師作之由申伝歟此者自昔伝来之和字於伊呂波爾被作成之起也

私見によれば釈日本紀の開題の大部分は承平の日本紀講義の記録である承平私記の開題から取ったものである。引用箇所は恐らくは矢田部公望の手になる追記を引き写した記事である。<sup>(21)</sup> 矢田部公望はここで伊呂波は弘法大師が作ったという説に対して、いろは歌の作者は弘法大師であるが、和字すなわち仮名文字は昔より伝来したものであり、弘法大師が仮名を作ったわけではない。弘法大師はそれを伊呂波にまとめあげたのだと先立つ師たちの学説を引き合いに出して説明しているわけである。

別説もある。源氏物語の注釈書である河海抄の卷十二梅が枝の注にこうある。<sup>(22)</sup>

一説伊呂波有三段イロハニホヘトチリヌルヲ大安寺護命僧正作ワカヨタレソエヒモセズマデ弘法大師作京或説云慈覚大師又云イロハハ母ノ名也然者梵字ノ字母ノ儀也

一説の三段目にいう「京或説云慈覚大師」は後世の付会であるが、その前は古い言い伝えであろう。護命が初句を作り空海があとを続けたという古伝をまず復元して見よう。大安寺護命とあるがこれは誤伝である。護命は元興寺の僧である。おそらくは大安寺において護命と空海が出会ったのであろう。

護命が初句を作ったとはどういうことか。護命が詠んだ和歌の二三句がいろは歌の初句であるという意味に違いない。いま仮に歌を詠んで見る。（初句と

(21) 追記が矢田部公望の手になるのか、後世の加筆かは必ずしも判然としない。本稿では中略した部分は後世の加筆とし、引用部分は公望の手になると解した。

(22) 天理図書館本による。

四五句は筆者の代作である)

諸行無常を詠める

護命

桜花 色は匂へど 散りぬるを 惜しみて嘆く 子らぞ愛しも

空海はこの歌を知って、その二三句を採って涅槃経の偈の和訳を試みたと推定される。

諸行無常

色は匂へど 散りぬるを

是生滅法

我が身よ誰ぞ 常ならむ

生滅滅已

有為の奥山 今日越江て

寂滅為楽

浅き夢得し 酔ひもせず

七五調の歌式は空海の創作であるが、実は偶然の賜物である。既に護命が初句を詠んでいるので、それに合わせて七五句を繰り返したただけのことである。韻文つまり定型詩に訳すとほぼ自動的に七五調四句の歌式に落ち着く。空海の独創は四十八の音を繰り返すことなく、すべて使ったところにある。江はヤ行のyeであるし、得や衣はア行のeである。

続いて空海は字母表の作成を試みたと推算される。ア行の衣を除いて梵字の標準である体文三十五と摩多十二の合計の数である四十七に字数を揃えたと推定される。つまり梵字にイロハという名札というか符号を貼付けて覚えやすくする工夫を試みたということである。字母表であるから文字の字形や字体にはあまりこだわらない。発音に重きを置いた歌に作り直したわけである。梵字の体文を漢字の音で示しその対照を示す。<sup>(23)</sup>(摩多はローマ字で示した)。

(23) 『国語大辞典』悉曇の項に引く智広の『悉曇字記』による。安然の悉曇藏第五に悉曇字紀よりの引用がある。馬淵和夫編、『悉曇学書選書』第一巻、勉誠社、1985参照。

	牙声	齒声	舌声	喉声	脣声	遍口声	
イロハニホヘト	迦	者	吒	多	波	也	沙
チリヌルヲワカ	佉	車	佗	他	頗	囉	娑
ヨタレソツネナ	伽	社	茶	陔	婆	羅	訶
ラムウキノオク	伽	社	茶	陔	婆	嚩	濫
ヤマケフコエテ	哦	若	拏	那	磨	奢	叉
アサキユメミシ	a	i	u	e	o	am	ak
エヒモセズ	ā	ī	ū	ai	au		

牙声、齒声、舌声、喉声、脣声、遍口声の二種という七音に合わせてイロハニホヘトの七音で区切る。その上で清濁と無気有気を順に区別する。例えば脣声という唇の音でいえば、波が無気清音のpaであり、頗が有気清音のphaである。娑は無気濁音のbaと有気濁音のbhaに用いられる。梵字には有気と無気、清濁の区別があるが、漢字の濁音には無気と有気の区別がないからである。磨は清濁音のmaである。

要するに梵字に仮名で番号を振ったということである。イロハが七字区切りであるのは梵字の七声に合わせた符号であるからと推算される<sup>(24)</sup>。

以上、河海抄に引く一説を復元してみた。

現在の定説ではいろは歌の作者は空海ではあり得ないとされている。大矢透が『音図及手習詞歌考』で強調した説であるが、上の新説には大矢の批判の矢は届かない。

大矢透は七五調四句からなる今様の歌式は平安中期に千観がこの歌式を繰り返す長編の和讃を詠んだ後に成立したと論じているが、七五調四句からなる歌の見本がどこかになければ、この形式を繰り返すことは出来ないことに気づい

(24) 大矢透の引く悉曇輪略図抄には「伊呂ハ等廿五表体文阿草鬼等十二者表摩多」(87頁)と見えるが、うち「廿五」は三十五の書き損じであろう。イロハからケフコエテまでの35文字が体文を表し、アサキ以下の12文字が摩多を表すという意味の文章である。

ていない。源信も長編の和讃を詠んでいるが、源信はいろは歌を知っていたから、いろは歌を見本にした公算が高い。

源信の師である良源や千観もまたいろは歌を見本にして長編の和讃を詠んだのではないかという考えが大矢透にはまったく欠けているのである。

さて空海がア行の衣を除いたのは、ヤ行の江と混同の兆しが現れていたからであろう。既にア行の伊とヤ行の以の区別が消失しているので、予測は割と簡単に立てられたものと推計される。ア行とヤ行の区別は一部欠けているのである。あるいは空海ではなくその教えを受け継ぐ密教僧のうちのだれか、例えば円仁や良源あたりがア行の衣を捨てた人物であったのかもしれない。良源は源順や空也や千観とも同世代であるし、また源信の師でもあるから、いまのところ最有力の候補の一人である。

イロハニホヘトと七音で区切る四十七文字のいろは歌はもともと手習い用の歌ではなくて、字母表である。音を暗唱して利用する詞歌である。その後もずっと音義や辞書の字母表として活用され幕末から明治初年に至っている。字母表であるから、同じ文字が重複して出現すると使い物にならないが、欠けた文字があってもさのみ不便は生じない。阿行の衣は也行の江のところに入れてしまえばそれで使い物になる。矢を射るの射るを也行の以では無く阿行の伊のところに入れるのと同じことである。以と伊を区別せず、衣と江も区別しない。これが字母表のイロハである。

## 2 江談逸文の再点検

河海抄卷十二梅が枝の注に江談の逸文がある。江談は大江匡房が藤原実兼の質問に答えた問答の記録である。次に問答の前半を引用する。<sup>(25)</sup>

江談云天仁二（1109）年八月日向小一条亭。言談之次。問曰。假字手本者何時始起乎。又何人所作哉。答曰。弘法大師御作云云。件事無所見。「假字手本」とはいろは歌のことである。いろは歌はいつ誰が作ったのかとい

---

(25) 『源氏物語古注釈集成』誠進社

う質問に対して、大江匡房は弘法大師が作ったという説があるが、確証は無いと答えている。問答はこう続く。

但大后自筆仮名法華經供養之時被行御八講（中略）源信僧都又勤此事。説云。日本国為誠雖為如来之金言唯以仮名可奉書也。弘法大師云。伝習諸真言梵字悉曇等密法之後。寄四教法門作イロハニホヘトノ讚ヲ給。以来一切法門聖教史書經伝不離此讚文字。イロハノ字ハ色匂ト云心歟。不説他事。只以此一事令講。人々皆驚耳之由所伝聞也。古人日記中在此事云々。

確証はないものの推定の材料はある。伝聞の知識であるが、横川の僧都として知られる源信が仮名法華講の折にいろは歌は空海が作ったという講義を行ったと聞いたことがある。昔の人の日記の中にそう書いてあるから確かな話であろう。これが大江匡房の答えであった。<sup>(26)</sup> 質問は続く。

又問云。然者件弘法大師御時以往無仮名歟。日本紀中仮名日本紀在之由虜外令見如何。

答云。此事尤理也。雖然只付倭言令書也。猶イロハニ者彼時始歟（先哲可尋也）云々。

もしいろはの字が空海の作であるとすれば、空海がいろはを作る以前には仮名は無かったことになるが、それは本当か。藤原実兼の疑問は続く。仮名日本紀という書名を聞くが、仮名が無かった時代に仮名日本紀ができるなど「虜外」思いの外のことでとても考えられない。仮名日本紀を見せたら源信の説はどうなるのか。大江匡房は答える。誠に尤もな理に合った疑問であるが、仮名日本紀という書は日本書紀の漢字に「倭言」を付けただけのものである。空海の時代にいろはという字が作られたのかどうか（先哲に尋ねて見たい）。

源信の講義の内容を点検しよう。「大后」とは藤原道長の姉である藤原詮子のことであろうか。大矢本には「大女御」とある。おそらくは追善のために行われた法華八講の講師の一人に源信が招かれた。当時人気の高かった他の僧侶たちとは異なって源信の講義は一風変わっていた。日本国では仏典も日本語で

(26) 括弧内は大矢本64頁による。

読むのが普通である。弘法大師が真言などを伝習した後に、「四教法門」つまり涅槃経の偈を和訳しているのはの讚を制作したお蔭である。いろは歌に使われた文字のお蔭で仏典や漢籍もすべて日本語で読むことができる。弘法大師の功德は素晴らしい。源信は講義でいろはの讚のことしか語らなかったので、人々は皆驚いたという話である。イロハは色は匂えどの意味だと述べているところから見てイロハの讚がイロハニホヘトの七音で区切ってあったことが分かる。源信の習い覚えたイロハは七音区切りのイロハニホヘトであった。

「以来一切法門聖教史書経伝不離此讚文字」とはいかなる意味か。この一句を空海の作成した仮名文字が広まって仮名文化が発展したという風に理解すると、史実とは異なった学説を源信が強調したという見方に達する事になる。実際には源信はいろは歌は字母表であり、訓点や傍訓はどれもこの字母表に収まることを讃えているのであるから、こうした見方は間違いである。

大江匡房がいう「先哲」にあたる人物は矢田部公望である。矢田部公望は承平の日本紀講義の博士であり、講義の記録を承平私記にまとめている。その開題に於いて空海が仮名を作ったという説に対して、昔より伝わった仮名を用いて空海がいろは歌を作ったと説明している。

### 3 手習詞歌再考（その一）

空海が作成した仮名文字が広まって仮名文化が発展したという見方を根本から覆したのは大矢透である。大矢はこの見方を更に押し進め、『音図及手習詞歌考』において、いろは歌は空海の作ではありえないことを、三点の論拠をあげて極めて説得力のある形で論証している。大矢のあげる三点の論拠は次のものである。

論拠の一。日本語の音韻が四十七文字で表わされる時代は平安中期より後のことであるから、いろは歌の成立は平安中期まで下がる筈である。日本語の音韻が四十八文字で表される空海の時代にまで遡ることはありえない。

論拠の二。平安初期の仮名の字体は実例を調べると、平仮名と片仮名の区別もないし、書体もまちまちであって、空海の用いた仮名の字体が普及したと

いった事態は全く存在しない。

論拠の三。七五調の四句からなる今様の歌式は平安中期になって空也や千観の時代に成立し、その後に広まったものであるから、空海の時代にまで遡ることはありえない。

ここでは大矢の実績が輝いている論拠の二をまず取り上げよう。大矢は空海の自筆の残る沙門勝道の碑文に見える仮名の字体と、法華文句、玄奘法師表啓、金剛般若経集験記、金光明最勝王経、大智度論、そして蘇悉地経略疏の天暦五年訓點に至る古経卷の傍訓に用いられた草仮名の字体を並べて対照する。大矢のいう通り、その字体は様々であり、のちの平仮名に似た字体はほとんどないことは明白である。

しかしながら、大矢の実証は必ずしも的を射たものではない。大矢は手習いに使われる平仮名の字体がほとんど見られないことをいうが、仮名の原字はほぼ出揃っているからである。いま仮名の原字をいろは順に並べて見る。(120、122頁)

(イ) 以 (ロ) 呂 (ハ) 婆 波 (ニ) 尔 二 (ホ) 保 (ヘ) 部 (ト) 止  
 (チ) 千 知 (リ) — (ヌ) 奴 (ル) 留 (ヲ) 乎 (ワ) 和 王  
 (カ) 可 加 (ヨ) 予 (タ) 多 太 (レ) 礼 (ソ) 曾 (ツ) 川  
 (ネ) 祢 (ナ) 奈 (ラ) 良 (ム) 无 (ウ) 宇 (キ) 為 (ノ) 乃  
 (オ) 於 (ク) 久 九 (ヤ) 也 (マ) 万 (ケ) 介 (フ) 不  
 (コ) 己 古 (エ) 江 衣 (テ) 弓 天 (ア) 安 (サ) 佐 差  
 (キ) 支 幾 木 (ユ) 喩 (メ) 女 米 (ミ) 見 未 三 (シ) 志 之  
 (エ) 恵 (ヒ) 比 (モ) 毛 无 牟 (セ) 世 勢 (ス) 須 寸

金光明最勝王経の音義に付された現存する最古の以呂波と多くは同じ文字が並んでいる。安、以、宇、支、介、差、多、婆は難しい文字であり伊呂波には使われないと大矢はいう(143頁)が、安、以、宇、介、多はどれも最古の以呂波に用いられている。支はキともシとも読めるので避けたのであろうから、実際に以呂波に用いられない文字は婆と差の二字だけである。最古の以呂波と大きく食い違うのはミの音を表す見、未、三と美、弥のところ位である。

源信が讚の文字を離れずというとき、訓点に使われる文字の発音はすべていろは四十七文字の表す発音のどれかに収まることを強調しているのであり、日本語が発音のやさしい言葉であることと、いろはの讚は日本語における発音の区別を写す字母表であることを明言しているわけである。

大矢透の思い違いをここで確認して置く。大矢は仮名文字と「女手」を取り違えているのである。仮名とは借り名のことで、漢字一字を用いて漢字音を借用してあるいは訓を用いて和音を表す文字の使い方の名前であるが、催馬楽や大爲尔の歌に用いられた当時の漢字が借り名である。「男手」ともいう。その草体が「女手」である。男手と女手では書体が違うのは当たり前のことである。

#### 4 仮名の種類

仮名には三種類の違いがある。男手と女手と片仮名の三種類である。宇津保物語の国譲りの巻に手習いの場面があり、三種類の仮名が並んでいる。女手は平仮名である。男手とは何なのか。借り名のことである。借り名とは漢字の音を借りて和音を示す文字のことである。催馬楽の梅が枝を例に違いを示そう<sup>(27)</sup>。

无女加江尔 支為留宇久比春 也 波留加介天 (男手)

むめかえに きるうくひす や はるかけて (女手)

ムメカエニ キキルウクヒス ヤ ハルカケテ (片仮名)

男手は只の借り名ともいう。「草のもただのも女手もいみじう書き尽くし給ふ」と源氏物語の梅が枝の巻にある。紫式部は梅が枝を念頭において「ただの」借り名を持ち出しているわけである。借り名は字義に関わらないつまり文字の意味から切り離された形による文字に備わる字音（や訓音）という音だけを使う文字の使い方のことである。

(27) 『古代歌謡集』日本古典文学体系3、岩波書店、1957。396頁。因に真金吹くは万葉集1102番歌の「大君の三笠の山の」という初二句を「真金吹く吉備の中山」に置き換えた歌謡であり、古今集1082番歌の左注には「承和のおほむべの吉備国の歌」とある。大嘗会に演奏された歌曲である。その歌詞は借り名で記されていて、承和年中には既に借り名が広く使われていたことを窺わせる。

あいう衣おのうち衣が男手である。

大矢透は宇津保物語の手習いの場面を巡って伴信友の学説に辛辣な批判を投げかけている(135-140頁)が、仮名の三種類(特に男手)には触れていない。そもそも大矢透が真福寺本の『口遊』の中に見いだしたたるにの歌は

大為尔伊天 奈徒武和礼遠曾 支美女須土 安佐利／比由久 也末之呂乃  
(以下略)

男手で書かれている。「謂之借名文字」と末尾に注があり、借り名つまり男手であることは明白である。男手は同じ音を表すのに複数の文字を用いる借り名であるから、四十八の音を表すのに四十八の文字が選定されていたわけではない。

訓点資料に見える仮名の字体や字形が様々であるからと言って、空海がいろは四十七文字を撰んだという俗説は否定できても、空海がいろは歌を詠んだことをくつがえす論拠にはならない。仮名は自己流の記号であり、訓点も様々である。画一された文字では始めからないからである。和音は自然に覚えるが、仮名は作為の産物であり使い分けるものである。

借り名は日本紀私記にも使われている。日本書紀私記(乙本)は承和の日本紀講義の記録であると推計される。訓注にはどこも借り名が用いてある。例えば始まりの『天地未判』には「安女津知以末太和可礼須」と夾注つまり二行に分ち書きした注が書き込まれている。私記の乙本が承和の講義の記録であることを推計しておく。

釈日本紀の巻十六 秘訓一 溟滓の箇所に「或書」からの引用がある。「或書」は日本書紀私記(丁本)と同一の文書であるが、私記の丁本は承平の日本紀講義の聞き書きである。「或書」には「溟滓」について次の五つの読み方が挙げられている。一アカクラニシテ 二ホノカニシテ 三ククモリテ 四クラゲナスタダゴヒテ 五クラゲナスタユタヒテ。これらの読み方は承平の講義に先立つ講義で唱えられた学説であろうと推定される。

一 アカクラニシテ	旧い説	多 人長?
二 ホノカニシテ	承和の説	菅野高年
三 ククモリテ	元慶の説	善淵愛成
四 クラゲナスタダヨヒテ	延喜の説	藤原春海
五 クラゲナスタユタヒテ。	同	

承平の講義では博士の矢田部公望はククモリテという読み方を撰んでいる。『公望私記』でも同様である。「私記」からの引用もある。「私記」は矢田部公望の手になる承平講義の筆記である。矢田部公望はこの箇所では自分が尚復という質問者を勤めた延喜の講義の問答の場面を再現していることが分かる。

さて日本書紀私記(乙本)を見ると、「溟滓」には「保乃加爾之亘太太與比天」という注が二行に分かち書きされている。また私記の始めに掲げる御巫本の写影を見ると「溟滓」には左横に「保乃加小之亘太太与比天」と注があり、右下に「安加久良仁之天」という注が書き足されている。一と二という古い説だけが取り上げられている乙本は承和の講義の記録であると推計される。

こうしてみると仮名日本紀という文書は日本書紀私記のことであることがわかる。釈日本紀の開題に引く承平私記の開題の問答に「仮名日本紀」についての質問があるが、矢田部公望は元慶説によれば日本書紀を読むために私に注を付したのもであると答えている。後に借り名のこと忘れられてしまうと、仮名日本紀にいう仮名が借り名であることが分からなくなり、日本書紀私記の乙本が仮名日本紀であるかどうかははっきりしないという事態が生じることとなった。

男手ともいう只の借り名が見失われた結果、借り名は同じ音を色々な文字で表すものであることが忘れられて、大矢のように訓点に用いられる字形が様々であることをわざわざ実証する研究が登場する。借り名の字形が画一されていなかったという分かり切った史実を証明するためにである。訓点や傍訓の字体に関する大矢透の研究の達成は素晴らしいが、研究の前提が間違っていることは余りにも明白である。借り名の字形が画一されていなかったことは自明の事

実である。

## 5 手習詞歌再考 (その二)

大矢のあげる論点の一を点検しよう。大矢はいう。いろは歌は日本語の四十七の音が区別された時代の作品であるから、それが空海の時代にまで遡ることはあり得ないと。

大矢の探求は真福寺本の『口遊』との出会いに始まる。口遊は源為憲による天禄元(970)年の作であるが、その中にたるにの歌を見いだしたことが大矢の出発点である。次に読み下して引用する。

田居ニ出デ 菜摘ム我ヲゾ 君召スト アサリ追ヒ往ク 山城ノ 打チ酔ヘル  
ル兒ラ 藻葉干セヨ エ船カケヌ

たるにの歌は四十七文字を余さず重ねずに詠んだ歌であるが、次の注が付いている。

今案、世俗誦阿女都千保之曾、里女之訛説也。此誦為勝。

注ではあめつちよりもたるにの方が優れていると編者の判定が下されている。

ところであめつちとは何か。源順集にあめつちの歌四十八首がある。歌の始めと終わりにあめつち以下の仮名を用いて四十八の歌を詠んだものである。その始まりの仮名を順に読むと、天地星空山川峯谷雲霧室苔人犬上末と続く。更にゆわさるおふせよ、えのえをなれむてと続く。あめつちの歌からえのえの箇所三首だけを次に引用する。

えもいはで 恋のみまさる 我が身かな いつとや岩に おふる松がえ  
のこりなく おつる涙は 露けきを いづらむすびし 草むらのしの  
えもせかで 涙の川の はてはてや しひて恋しき 山はつくばえ

こうして見ればあめつちにはえが二回使われていることが判明する。なぜあめつちにはえが二回使われているのか。ここは榎の枝をと解されることである。榎や衣と枝や延が別の音を表す別の文字であることを初めて語ったのは奥村栄実の『古言衣延辨』である。榎や衣は阿行の音であるが、江や枝や延は也行の音であることをはっきりと語っている。(大矢40頁)

大矢は衣はeであり、江はyeであることを示した上で、既に源順にはこの区別ができていないことを明らかにした。大矢は記紀万葉に始まり新撰字鏡に至る古典に於いて衣や榎と江や延や枝が別の音として区別されていることを表の形に示して、その混同が始まる時点は延喜承平の間であり、天禄永観の頃には四十七音の時代に入っていることを明らかにした。言い換えれば、空海の時代には衣と江の区別を含む四十八の音が別々の音として区別されていたのに対して、源順の時代には衣と江の区別は消え失せ、四十七の音が別の音として区別されていたことを明らかにした。しかも仮名の乱れが生じるのは長保寛弘より後の時代である。いろは歌には仮名の乱れは見られない。

こうして見れば四十七文字よりなるいろは歌が平安中期に成立したことは確実である。四十七の文字から成るいろは歌の制作時点が四十八文字を別々の音として区別していた空海の時代にまで遡ることはありえない。これが論拠の一に基づく大矢の結論である。阿行の衣と也行の江の区別と混同の時期について大矢の論証は極めて堅固である。もしいろは歌は手習い歌であるとする大矢の抱いた暗黙の前提が正しかったとすれば、大矢の結論もまた確実かつ堅固である。

たゐにの歌がその決定的な証拠である、と大矢は断定する。四十八音の時代から四十七音の時代への移行に伴い、たゐにの歌が詠まれたことは明白である。もしいろは歌が既にあればなにもたゐにの歌を詠んだりもしないであろう。たゐにの歌よりもいろは歌の方がはるかに完成度が高いことは明白であるからである。まずあめつちという手習詞があった。後に衣と江との区別が消え失せた段階になって、たゐにの歌が新しい手習い歌の候補として作成された。更にその後いろは歌が詠まれた。これが大矢透の描いた事の流れである。

空海はまず四十八文字のいろは歌を詠んだ。それをわざわざ一字削って四十七文字に作り直して字母表とした。こうした考えが大矢の心によぎることが無かったとしてもそれは不思議なことではない。大矢はいろは歌は手習い歌であると固く思い込んでいたからである。

因に私見によればあめつちはもともとは片仮名であり、その前半は吉備真備

が天平勝宝年中に唐において作成した振り仮名に使う文字である。たとえば阿の偏を崩してアと書いた符号である。<sup>(28)</sup> 中国人に日本語を教える教材として作ったと推計される。天という漢字の右側にアメと二字の傍訓を振る仕組みである。地の傍らには丨チである。星空にはホシソラと振る。

アメ丨チホシソラ ヤマカハミネタニ クモ支リムロコケ ヒトイヌ于ヘスエ  
これをおそらくは息子の吉備泉あたりが補修したと推算される。後半のゆわ猿からあとは(猿を除いて)漢字に振った仮名ではない。残った文字を苦心して意味のある言葉に並び換えたものである。

ユワサル オフセヨ 衣ノエヲ ナレキテ

『口遊』には「里女之訛説」田舎女の言い触らす怪説という酷評が付いているが、どこが訛っているのか。まず「阿女都千保之曾」の七字で切れてしまうところが訛っている。意味不明の唱え文句になっている。覚えるために口移しに棒暗記しているからである。更に怪しいところもある。まず定型性がない。二文字の言葉を重ねるだけでおよそ詩歌としての体裁をなしていない。漢字で書いても韻を踏んでいないから詩にはならない。さらにゆわなどという田舎の言葉が使われている。文法にも疑わしいところがある。生ふるにせよを付すのは破格である。極め付きは榎の枝をとエという文字が繰り返し使われている。同じ文字を使わない手習い詞であるはずなのに失敗に終わっている。すでに源為憲には衣と江の区別が付かなかったのである。

こうした不備と混乱に終止符を打ったのは空海の人材である。空海はあっさりとおめつちをいろはに読み替えてしまうのである。既に護命が色ハ匂ヘド散

(28) 明魏法師の倭片假字半切義解に吉備大臣の倭片假字半切口決を引くが、その中に「也 上父 宇 下母 反勇 婦子」という一文が含まれている。これは父音が也行であり母音が宇段であると半切を示して、子音は勇=ユとなることを説明する箇所である。ユの原字である由が不明となり、代わりに勇が持ち出されているわけである。吉備真備が既に和音を父音と母音に分解し半切の形に総合して認識していた証拠である。

吉備真備は天平勝宝四(752)年に再び遣唐使として唐に渡っている。明魏は花山院流に属する藤原親の僧名である。南朝の権大納言になっている。

リヌルヲと詠んでいるので、空海にはさのみ難しいことではなかったのかも知れない。是生滅法は我が身ヨ誰ソ常ナラムと訳せる。あとは言葉の勢いである。寂滅為楽は浅キ夢見シ酔ヒモセスであるが、既に身=ミは使ってしまったので、浅キ夢得シに置き換える。残りは生滅滅已だけである。

奥山道ヲ今日越エテが初案であろうか。ミとチとヲは既に使ったから道とヲをはずし、代わりにウとノとキを有為之と並べ奥山につなぐ。これで完成である。更に衣を捨てて悉曇と同じ数の字母表を作る。四十八文字のいろは歌を四十七文字のいろは歌に書き変えることはその必要があれば実にたやすいことなのである。阿行の衣を捨てて四十七文字のいろは歌を作ったのは誰か。空海本人であったか。あるいはその教えを受け継ぐ密教僧のうちの誰か、たとえば円仁とか良源であったか。その探求は今後の宿題である。

## 6 手習詞歌再考（その三）

大矢のあげる論拠の三を続いて点検しよう。大矢はいう。いろは歌に見られる七五調四句からなる今様の歌式は平安中期に成立した形式であり、空海の時代にまで遡ることはありえないと。

大矢の探求は実証に徹している。まず奈良時代の歌謡を取り上げその形式を調べ上げる。

宝亀元年の童謡から嘉祥二年の興福寺大法師の長歌までを見ても、また光明皇后や行基の作という讃歎の類いを見ても、どれも五七調の歌式であって、七五調の歌式は見当らない。

更に平安初年の作として慈覚大師円仁の讃を取り上げ、それが定型を持たない自由型詩であることを確認する。

それでは七五調四句の歌式はいつの頃から見られるのか。その古い例として次の慈円の歌を引いている。

春のやよいのあけぼのに 四方の山べを見わたせば

花さかりかもしら雲の かからぬ峯こそなかりけれ

それに先行して七五調の和讃が千観の作であることを確認する。千観作と伝え

る長編の和讃と千観の伝記を照合して、不明の箇所を含む極楽国弥陀和讃を復元している。その始まりの箇所を引用して置く。

- ① 娑婆の界の西の方 十万億の国過ぎて  
浄土はありつ極楽界 仏はるます弥陀尊

- ② (以下省略)

空也や千観といった念仏僧の詠じた長編の和讃に今様の歌式の源流がある。長編の和讃がまず成立し、七五調四句の短編はその後に成立した。長編から短編が分離するきっかけを示す逸話がある。

恵心僧都金峯山ニ正シキ巫女有リト聞テ只一人令向給テ、心中之所願ウラナエトアリケレバ、哥占ニ、十万億ノ国々ハ、海山隔テ遠ケレド、心ノ道ダニナオケレバ、ツトメタイトルコソキケト占タリケレバ、啼泣シテ帰給云々。<sup>(29)</sup>

恵心僧都こと源信は金峯山に本物の巫女がいると聞いて一人で尋ねて、その託宣に従い心中の所願を詠じた長編の和讃の中から占いで一首を引き当ててもらったとある。

七五調四句からなる歌式は平安中期に成立した形式であるから、それが空海の時代にまで遡ることはありえない。大矢の論証は堅実であり、反論を撥ね付ける力が宿っている感すらある。大矢の到達点はこうである。すなわち空也や千観ないしその弟子が人々を教化するためにいろは歌を制作した。

だが大矢の論証には欠落がある。七五調の調べがどのように成立したのか、そのプロセスは解き明かされていない。人々を教化するために七五調が採用されたという憶測が行われているばかりである。千観が長編の和讃を詠んだときに、まず七五調四句からなる今様の歌式を示すお手本がなければ、その形式を繰り返すことなどできないはずである。いろは歌のほかにそうしたお手本が無いことは大矢が見事に実証した通りである。源信はいろは歌を知っているからそれを手本にして和讃を詠んだ公算が高い。源信の師である良源にせよあるい

(29) 『古事談』新日本古典文学大系41、岩波書店、2005。巻第三、280頁

は空也や千観もまたいろは歌を手本に和讃を詠んだのではないのだろうか。大矢はいろは歌は平安中期に成立したという結論を前提に据えて、そこから従って平安前期には遡らないという帰結を論点を先取りする形で主張しているのはあるまいか。源信はいろは歌を師である良源から学んだのではないのか。いろは歌は空海の作であるという教えはもともと良源の教えではないのだろうか。

大矢説の難点を確認して置く。まずイロハニホヘトと七文字で区切る理由が付かない。また涅槃経の和訳であるいろは歌の内容は子供には意味不明であり、手習いにはいつかわしくない。更に出家の境涯にある僧侶が子供の手習いに熱意を示す理由が不明である。結局いろは歌は手習い歌であるという大矢が抱いていた暗黙の前提に一切の問題が伏在しているということである。

## 7 大矢説の修正

大矢説は強固であるが、その到達点は受け入れられていない。空也や千観といった念仏僧が人々を教化するためにいろは歌という手習い歌を作ったことは考えにくいからである。

その理由はこうである。まず空也や千観の徒がいろは歌を手習い歌として用いたことを示す証拠となる記録は何一つない。実証に徹する大矢の学問に潜む最大の逆説がここにある。

次にいろは歌の内容を見ても、極楽とか弥陀とか念仏とかを想わせる言葉は一切ない。念仏衆が教化のために作った和讃であれば、もう少し念仏に関する言葉が使われてもよさそうなものである。実際にはいろは歌の内容は涅槃経の偈の訳文にふさわしく、諸行無常という仏法の真理を主題とする。諸行無常を観じる仏法の修行法と念仏衆の修行法は大きく異なるのではなからうか。

更にいろは歌が手習い歌として用いられたことを示す古い時代の証拠は余りない。江談の逸文に見える「假字手本」が初見である。大江匡房は天永二(1111)年に没しているが、いろは歌の初見は承暦三(1079)年に記された『金光明最勝王経音義』に付されたいろはである。この音義に付されたいろは歌は漢字の

発音を示す字母表であって手習い用の歌でないことは明白である。

いろは歌の用途としては字母表の方が手習い用よりも古いのでは無いかという疑問が発生する。言い換えれば、いろは歌はもともと字母表であって、後に手習い歌にも転用されたのではないかという疑問である。

こうした疑問に答える新説が登場する。空也や千観ではなく無名の真言僧が平安中期にいろは歌を作った。小松英雄『いろはうた』ではこうした形で大矢説の修正が試みられている。

大矢説のどこが問題なのか。それはいろは歌は手習い歌であるとする大矢が暗黙のうちに抱いていた前提にある。この前提は大矢の独断の産物である。こうした大矢の独断はどこから生じたのか。『仮名手本忠臣蔵』という竹田出雲の戯作がその源であることは見やすい。赤穂浪士47人による吉良邸への討ち入りという大事件を題材に、舞台を室町時代に移して御政道への批判というお咎めをかわしたこの芝居は、歌舞伎十八番の一つとして人気を博して上演を繰り返しているが、四十七人の義士といろは四十七文字との結びつきを介して、いろは歌は「仮名手本」であるという想念を知らず識らずのうちに人々の心の中に植え付けている。<sup>(30)</sup>大矢透の心のうちにもそうした想念が育っていたことはほぼ間違いない。

さて小松英雄の出発点は現存する最古のいろは歌の用途を探るところにある。金光明最勝王経音義に付されたいろはは漢字で書かれ、大字と小字が組み合わせられ、しかも朱点が印されている。これが手習い用のいろはではないことは明白である。これは音義を書き表すために用いる字母表である。うち大字が字母であり、小字はその発音を示す音符である。於には小字が付いていないが、於の音は当時独立の母音として発音されることがなかったからである。

小松は「侵」という漢字を例にとってその音義を示す仕方を確認している。発音は「志牟反」である。漢字の発音を別字二字を並べて示す反切という技法

---

(30) こうした心情が極まると、いろは歌の底にトガナクテシスという芝居があった秘密の暗号を発見したりすることにもなりかねない。

に倣って志と牟という二字を並べてその発音を示す。この場合に志や牟がそもそもどの音を示す文字であるのかを予め確定しておく必要があるが、字母表としてのいろははこうした役目を果たす工夫である。志は之に付いているし、牟には无が付いている。こうして大字と小字を対にして示すとその共通の音を指定することができる。次に意義は「乎加須」である。乎と遠、加と可、須と寸がそれぞれ組み合わせになっているので、その音が指定される。「侵」という漢字の音と義がこのように確認される。これが音義である。文字と発音の対照を示す工夫が字母表である。字母表は暗唱して利用するもので、暗唱しなければ巧く使いこなすことはできない。漢字の音と訓を解き明かす書物が音義であるが、音や訓をあらわす文字の発音を予め確定する工夫が字母表である。字母表は一定の順序に並んだそれぞれが異なった文字の組み合わせである。アルファベータやいろはがその例である。辞書の見出しに用いられることが多い。<sup>(31)</sup>

平安中期に真言僧がいろは歌を作ったという説の難点を確認して置く。もしそれが史実なら源信が調べればそれが誰であるか分かったのではなからうか。また真言僧がいかなる理由で空也や千観が創ったという今様の歌式に従うのかも不透明である。更に四十七文字のいろはが字母表であるとすれば、それが空海の時代にまで遡ることはありえないとする明白な根拠や理由も見当たらない。四十八文字が別々の音として区別されていた時代に四十七文字からなる字母表を作成することに何の困難も見当たらないからである。

結局いろは歌の実在を示す最古の記録は何かが中心の問題となる。この点をめぐって伴信友と大矢透の学説が正面から衝突する。宇津保物語はいろは歌を知っているか。これが問題である。

---

(31) 小松はアクセントを示す朱点に着目して、いろは歌にはアクセントを示すという特別な利用法があるのではないかという独自の発想に立つが、あめつちやいろはは中国語の四声を学習するための工夫ではないかというその学説にはここでは立ち入らない。小松英雄2009『いろはうた—日本語史へのいざない』講談社参照。

## 8 宇津保物語をどう読むか

宇津保物語はいろは歌を知っているか。国譲りの巻に手習いの場面が見える。そこに並ぶ歌はいろは歌を念頭に置いて詠まれていると伴信友は解する。これに対してこの場面ではいろは歌が登場しないのは、いろは歌はまだ無かったからだ。大矢透は反論する。大矢にとっては自分の学説が正しいこと示す箇所である。宇津保物語の国譲りの巻に見える手習いの場面は伴信友と大矢透の学説が食い違い正面から激突する箇所である。

まず宇津保物語の成立時点を推計しよう。蜻蛉日記天禄三（972）年八月一日条につくつくほうしが耳うるさく鳴くのを聞いて「我だにものは」と宇津保の藤原の君の巻に見える歌を引き「言はでこそ思へ」という思いのたけを綴っている箇所がある。また枕草子「物語は」の段に「うつば、殿うつり、国ゆづりはにくし」とあるし、源氏の絵合に「うつほの俊蔭」とある。次に宇津保の作者を推定して見よう。大野晋が宇津保の巻々においてコソという係助詞がどう用いられているか、文末用法の分析を試みている。大野の分析によれば宇津保のうち蔵開きと国譲りの巻はとりわけ独自性の強い箇所である<sup>(32)</sup>。こうした強固な独自性の持ち主に源順がいる。蔵開きと国譲りの巻は源順の作である公算が高い。

さて藤壺の息子である「そんわうの君」に手習いの手本が贈られる場面である。手本は四巻きからなる。黄色の色紙に正書で春の字を書いた手本と青色色紙に崩し字で夏と書いたものと赤い色紙に仮名で阿支と書いたものをまず掲げて、残りのひと巻きには五種類の手習い用の詞や歌が並んでいる。フユという心である。その内容を復元して見よう。

### ① あめつち

アメ | チホシソラ ヤマカハミネタニ クモ支リムロコケ ヒトイヌウヘスエ

### ② 男手にて

(32) 大野晋1993『係り結びの研究』岩波書店、137-142頁。因に源氏物語の骨組みは①桐壺 ⑤若紫 ⑦絵合 (32) 梅が枝からなる模様である。同144頁。

和加可支天 波留尔都多布流 美津久伎毛 須弥何八利旦也 三枝牟止寸良无

③ 女手にて

またしらぬ もみしとまとう うとふらし ちとりのあとも とまらさりけり  
とぶとりに あとあるものと しらすれば くもじはふかく ふみかよひなん

④ かたかな

イニシヘモ イマユクサキモ ミチミチニ ラモヒココロラ ワスルナヨキミ  
以尔之辺毛 伊万由久左支毛 美千見知尔 乎毛比己古呂乎 和須流奈与木美

⑤ あしで<sup>(33)</sup>

そききよく すむともみえて 行くみづの 袖にも目にも 絶えずもあるか  
男手は借り名のことである。催馬楽や日本紀私記の注に用いてある。「男手は  
はなちがきにかきて同じもじをさまざまにかきかへてかけり」とある。カの音  
を加とも可とも何とも書き変える。テの音は天と旦であるし、ツの音は都と津  
といった具合である。同じ音を色々な文字を用いて示す。これが借り名の流儀  
である。

問題はまだ知らぬの歌といろは歌の関係である。宇津保物語といろは歌はど  
ちらが先に成立したのか。まだ知らぬの歌はいろは歌を念頭に置いて詠まれて  
いると伴信友は解する。まだ知らぬの歌はいろは歌は手習いには向かないこと  
を暗に示す歌であると伴信友は解するからである。これに対して大矢は伴信友  
が歌そのものを自己の解釈に合わせて変形している疑いがあると、本文確定の  
手順に疑念を差し挟む。だがこの歌の本文は次の様に確定する。

まだ知らぬ 紅葉と惑う 疎ぶらし 千鳥の跡も 止まらざりけり  
諸行無常をまだ知らない子供たちにいろは歌を習わせても、紅葉のことと戸惑  
うばかりで興味をかき立てることはならない。これでは千鳥の足跡を思わせ  
る「女手」の文字も覚えはしない。いろは歌の手習いは子供たち特に女の子に  
は向いていないことを諭す寓意の歌である。いろは歌なしにこの歌の解釈を試

(33) 流れる水のように絶えることなくすらすらとつながる続け字があしでであらう。

みても、大矢の様に崩し字をみて枯れ葉を連想するといった意味不明の不可解な説明に行き着くだけである。

女手の手本が二つある。一つでも良さそうなのになぜ二つ挙げてあるのか。ここは作者がなぜいろは歌を手習いに用いないのかという世間や読み手から発せられそうな疑問や批判に予め答えている箇所であるからである。宇津保物語の国譲りの巻の作者はいろは歌よりもあめつちの方が子供の手習いには向いているという判定をここで下しているのであるが、大矢透にはこの判定は受け入れがたいものであった。いろは歌は「仮名手本」であるという想念を心中に深く刻み込んでいたからである。既に源為憲が『口遊』においてあめつちよりもたるにの歌の方が勝っていると判定を下している。いろは歌の方がたるにの歌よりも出来がいいことは誰の目にも明らかである。劣ったあめつちを手習いに用いるのは、国譲りの作者（おそらくは源順）がたるにの歌もいろは歌もまだ知らなかった証拠である。いろは歌よりもあめつちの方が手習い詞として優れているという判定は大矢には論外の判定であった。かくて大矢透と伴友友の説は手習い歌をめぐる正面から激突してしまうのである。

## 9 源氏物語と河海抄

源氏物語の梅が枝の巻に仮名の発達を論ずる場面がある。ここは宇津保物語の国譲りの巻に見える手習いの描写の続編に当たる箇所である。藤壺の子である「そんわうの君」が成人した姿が源氏の君であり、兵部卿の宮である。かなは借り名の音便形である。たるにの歌には「借名文字」とある。後に假字（江談逸文）や仮名（行阿『仮名文字遣』）と記されることになる。藤壺は局の名であって個人名ではない。宇津保と源氏の藤壺はもちろん別人である。共通点もある。どちらも美の女神であり美の化身である。

梅が枝から河海抄が注を付したく<sup>(34)</sup>だりを引用する。

よるずのことむかしには劣りざまに浅くなりゆく世の末なれど、かむなのみ

---

(34) 『源氏物語三』新日本古典文学大系21、岩波書店、1995。161頁以下

なんいまの世はいと際なくなりたる。古き跡は定まれるやうにはあれど、広き心ゆたかならず一筋に通ひてなんありける。

万事劣った浅薄な世の中に成り往く「世の末」であるにもかかわらず、仮名ばかりは盛んに用いられて際限のない新しい発展を続けている。昔の仮名は形が定まっていまっすぐに書かれているので少々窮屈な感じがする。源氏の言葉はそのまま紫式部の言葉でもあった。続いて仮名競べが試みられる。その様子を再現しよう。漢文の書法は上手が多いのでそれとは別に仮名の書法を競う仮名競べの場面である。誰が能書か。誰が達筆か。源氏の君はいつも自信満々である。

真名のすゝみたるほどに、仮名はしどけなき文字こそまじるめれとて、まだ書かぬ草子どもつくり加へて、表紙、紐などをいみじうせさせ給ふ。兵部卿の宮、さへもんの督などにものせん。みづから一よろひは書くべし。けしきばみいますがりとも、え書きならべじやと我ほめをしたまふ。

弟である兵部卿の宮や能書達筆を気取る左衛門督などに書写を頼んで、自分でも草子一揃いを書き上げ、自分の書と並べて見せる。仮名競べをして実力を見せつけて圧倒する魂胆であった。

源氏の力量を示す楽屋裏を窺って置く。寝殿のなかで紫の上から離れたところに居場所を定めて、散りそめの桜や緑かかった青空を眺めながら、古歌や古物語などをすっかり心に思い出して心の赴くまにまに筆を書き綴って行く。

例の寝殿に離れおはしまして書き給ふ。花さかり過て、浅緑なる空うらゝかなるに、古き言々どもなど思ひすまし給ひて、御心のゆくかざり、草のもたゞのも女手も、いみじう書き尽くし給ふ。(中略)。御簾上げわたして、けうそくの上に草子うちをき、端近くうち乱れて、筆の尻くはえて、思ひめぐらし給へるさま、飽く世なくめでたし。

源氏の君ときたら書は見事であるし、仕事場ではすっかりくつろいでいて、御簾を上げ放って脇息つまりひじ掛けを机代わりに草子を置いて、部屋の端近くに座って上着を脱いで薄着のまま、筆の端を口にくわえて思いをめぐらし創作に打ち込んでいる。その姿は時代を超えて賞賛の心を呼び覚ます魅力に溢れた

お方である。

ところが兵部卿の宮がやって来ると途端に競い心が頭を持ち上げて来る。

兵部卿の宮渡り給と聞こゆれば、おどろきて御なをしたてまつり、御褥まいり添えさせ給て、やがて待ちとり入れたてまつり給ふ。（中略）。かの御草子持たせて渡り給へるなりけり。

頼んだ草子を持って来たので、慌てて着替えて来客用の座布団などを用意して迎え入れている。いよいよ仮名競べが始まる。

やがて御覧ずれば、すぐれてしもあらぬ御手を、ただ片かどに、いといたう筆澄みたるけしきありて、書きなし給へり。歌もことさらめき、そばみたる古言どもを選びて、たゞ三くだりばかりに、文字少なに、好ましくぞ書き給へる、おとゞ御覧じおどろきぬ。かうまでは思ひたまへずこそありつれ。さらに筆投げ捨つべしやとねたがり給ふ。かゝる御中に面なく下す筆のほど、さりともなん思ふたまふるなどたはぶれ給ふ。

兵部卿の宮はそれほど達筆ではないのに、才覚を働かせて古風な歌を三行にさらっと書いてある<sup>(35)</sup>ので、源氏は驚くこととなった。ありきたりの只の文字つまり男手をここまでさわやかに書き上げるとは思いの外であり、妬ましく思えるほどであった。「たゞ」の借り名の勝負では源氏の負けが明らかであった。筆を投げ捨ててしまいたいと悔し紛れに自嘲の言葉を吐いているほどである。源氏が驚くのを見て兵部卿も悪い気はしない。達筆揃いの中に混じってもまんざらでもない一応の腕前でしょうなどと戯れを言う。してやったりという気分を仄めかして源氏の悔しさを見透かして兄を冷やかしているのである。

続いて源氏の君の作品の仕上がりを見よう。今度は兵部卿の宮が源氏の作品を見る番である。兵部卿は勝ち気な兄君の気持ちをよく弁えていてその自尊心をこれ以上傷つけないように源氏が只の借り名で書いた作品は素通りして横に取り分けている模様である。

---

(35) 「文字少なに」とあるが、文字の数と種類がどちらも少ないという意味であろう。仮名書きの歌の中に漢字を用いて文字数を減らす試みであろう。簡にして要を得た文や書となる。

書き給へる草子どもも、隠し給べきならねば、取り出給て、かたみに御覧ず。唐の紙のいとすくみたるに、草書き給へる、すぐれてめでたしと見給に、高麗の紙の、肌こまかに和うなつかしきが、色などはなやかならでなまめきたるに、おほどかなる女手の、うるはしう心とゞめて書き給へる、たとうべき方なし。

唐の紙には漢字が草つまり崩し字で書いてある。高麗のこまやかな、なまめかしい色の紙には伸びやかでおっとりした女手（今言う平仮名）が良く調った形に心細やかに書いてある。「またこの紙屋の色紙の色あひはなやかなるに、乱れたるさうの歌を、筆にまかせて乱れ書き給へる、見どころ限りなし」色合いの華やかな和紙には、崩し字の仮名の歌が筆にまかせて乱れ書きされている。「しどろもどろに愛敬づき」しどけなさが奔放なまでにまだら模様をなしていて、魅力が溢れんばかりである。結局、草と女手では源氏の実力が輝くこととなった。比類のない出来栄えであった。源氏は崩し字の名人であった。また女たちとの付き合いに長けたまめやかかつ色好みの君でもあった。こうして兄弟の仮名争いはめでたく終わって、兵部卿の宮は先のみかどの手になる秘蔵の草子を取り寄せ源氏に贈っている。東宮にとつぐ明石の姫君への将来の贈り物である。

## 10 源氏物語と河海抄（その二）

史実を巧みに物語に取り込んだ部分を梅が枝から引用する。

嵯峨の御かどの、古万葉集を選び書かせ給へる四卷、延喜のみかどの、古今和歌集を（中略）巻ごとに御手の筋を変へつゝ、いみじう書きつくさせ給へる、大殿油みじかくまいりて御覧ずるに、尽きせぬものかな。このごろの人は、たゞ片そばをけしきばむにこそありけれなどめでたまふ。

何度読み返しても興の尽きることがない。見事な書である。先帝の書に源氏の君は讚歎を惜しまない。このくだりは史実と創話が交錯して、物語の世界が幻＝現出する不思議なところである。ところで河海抄は古万葉集四卷の注に源順集を引く。おそらく四つ辻善成はこの箇所を読んで紫式部が源順集を知ってい

ると直感したに違いない。

順集云天曆五年宣旨ありて始て大和歌えらぶ所梨壺にをかせ給ふと云々。古万葉集よみときえらはせ給ゆめしをかれたるは河内掾清原元輔近江掾紀時文學生源順御書所預坂上望城也左近少將藤原朝臣伊尹をこの所の別當に定めさせ給ふ。<sup>(36)</sup>

あめつちという手習い詞に対する源順の執着ぶりを見て、紫式部は宇津保物語の国譲りの作者が源順であると見抜いて、その手習いの場面の続編を梅が枝に描いた。四つ辻善成はこう推断して、源氏物語を執筆する舞台裏をほのかに後世に伝えているわけである。史実と平行して物語の世界もまた発展する。あめつちといろはが仮名の源流である。源順はこうした見通しに立ってあめつちの歌を詠み、国譲りの巻を書いた。まずあめつちが成立して次に男手が成立する。ついで女手が広まり、やがて片仮名が使われるに至る。葦手をはやるのはその後の発展である。梨壺に置かれた和歌所において嵯峨の帝の書いた古万葉集を見て、その解説に当たったものの、その難読ぶりに手を焼いた時に、源順は借り名の威力を身を以て実感したに違いない。古万葉集の時代には借り名はまだ無かった。時に万葉がなと呼ばれる創世記の用字法は混沌としていて人々を解説に誘う魔力に富んでいるが、後の世には読みにくい。

すべては天地星空から始まる。借り名があって始めて和名を類聚することもかなう。硫黄のことを「和名、由乃阿和、俗云、由王」と書けるのも由乃阿和と借り名が定まっているからである。湯の泡である。由王の王は和と読む。ユワサルのユワである。男手は注釈を盛んにし、女手は歌の物語を呼び覚ます。『和名類聚抄』や『源氏物語』はその到達点を示す。物語の内部に物語を生み出す歴史の力を描き出す。巨大な形で自己参照が行われ、自己の根拠が源として示される。手習いの場面は物語の初源を示す仮名論そのものである。仮名競べの様子もまた仮名論そのものであり、その更なる発展である。仮名論を通し

(36) 『源氏物語古注釈大成』第六巻。河海抄・花鳥余情 誠進社。「めしをかふれる」を源順集により「めしをかれたる」に補正した。

て紫式部は源順に対して物語競べを挑んでいるのである。注釈は男君が優るといわんばかりに学識では源順に勝ちを譲っているわけである。仮名論は物語論や文学論の始まりに位置する。それは言葉の力を言葉を使って解き明かす始源の試みである。源氏の君と弟君の仮名競べは王朝世界をそこから揺り動かす巨大な力の源を示し、日本文明の生成をつかさどる神々の力の真さしき姿を活写する壮大かつ華麗な時代絵巻なのである。

こうした仮名の発達を見通す仮名論に注目して梅が枝に注が付されていることは見やすい。河海抄には別に江談の逸文と一説が引かれている。一説には写本によっては京任教大師云々とある。後世の付会であるが、京の一字をなせ付したのか。いろはは四十八文字であったという伝承がおそらくは残っていたからである。京の作者として護命や空海と並ぶ高僧として最澄や円仁が引き合いに出されたものと推計される。一説の本文は古伝であろうが、これまで顧みられることもなく放置されてきた。大矢透によりいろは歌は空海の作であるという説が全面的に否定されるに及んで、古伝を復元する機会が訪れる。大矢説そのものに対して精査が実行され、大矢の拠って立つ次の二つの前提が成り立たないことが明白になる。

(1) いろは歌は手習い歌である。

(2) 七五調四句からなる今様の歌式は平安中期に成立した。

実際には次の通りであったと推算される。

(1) いろは歌は梵字四十七文字に一对一に対応する字母表である。

(2) いろは歌の歌式は「四教法門」つまり涅槃経の偈を空海が和訳する際にたまたま発生した偶然の産物である。

(3) のちにいろは歌を伝え聞いた良源や空也や千観といった念仏僧たちはその歌式に倣って七五調四句からなる歌式を繰り返す和讃の歌式を創りあげた。

(4) 源信もその一人であったが、源信は七五調四句からなる歌式は空海の作ったいろは歌にまで遡ることを調べ出した。矢田部公望の如き学者が既に承平の日本紀講義の記録である承平私記の開題において、仮名は昔より伝

わった文字であるが、弘法大師空海がそれをまとめていろは歌を詠んだことを記しているの、詳しく調べればこのことは簡単に分かったと推計されるからである。

(5) 占部兼方が釈日本紀の開題に承平私記の記事を再録した結果、いろは歌の作者は弘法大師であるとする説が長く世に広まることとなった。

(6) 王朝的世界の中心に仮名があった。この事実をあからさまに示す物語が宇津保の国譲りであり、源氏の梅が枝であった。その源にはいろは歌がある事を源信は強調したが、そうした女文字を用いた物語に活写された王朝的世界の黄昏に立って、四つ辻善成は仮名の源流を示す注を後世に残し、過ぎ去りしにしへの栄華を永久に伝えるよすがとしたのである。かむなは玉の手鏡であった。王朝の盛時に成立した王朝的世界を活写する和歌と物語の数々。それは仮名四十八文字が産み出した歴史的な偉業であり、王朝人の日常から心の内なる世界まで奥深く写し出す神通力を備えた言葉の手鏡であった。

百敷きや 古き軒端の 忍ぶにも なほ余りある 昔なりけり 順徳院  
四つ辻善成は順徳院の四世孫である。子は無い。

## 11 文明開化と西周

漢字かな交じり文という文体を創ったのは西周である<sup>(37)</sup>。幕末維新の洋学者である西周は明治五年前後に「詞の麓路」という声の学び、今でいう音韻論の書物を書いているが、その始まりの箇所において、普通の行書体で書いた弘法大師や吉備真備を三本の縦線を引いて消して、そのわきに楷書体で弘法大師や吉備真備と書き直している。これは漢字の語彙は楷書体で書き、普通の本文は行書体や草書体で書くという書法を西周が発見した瞬間の記録であると推定される。あとは仮名の字体を一定すれば楷書体の漢字と仮名の交じった文体が成立する。

(37) 西周文書。国立国会図書館、憲政資料室蔵。なお蓮沼啓介「西周稿本目録解題」神戸法学雑誌59-4/60-2(2010年3月/同9月)を参照されたい。

弘法大師と吉備真備の名をひとまず縦線で消して、そののちに再び今度は弘法大師と吉備真備とはっきりした字体で書き直す。まるで大矢透の試みを見すかすかの様にてである。西周はいろは歌は弘法大師の作であり、片仮名は吉備真備の作であるという伴信友と同様の伝統的な見方に立っているが、こうした見方は大矢透の実証により一度は根本から否定された。だが西周によるこの訂正はこうした伝統的な見方が再びよみがえることをあたかも予言するかの如くである。

明治十二年に入って西周は「日本語範」という日本文典の稿本を執筆している。その付録に「彙言便覧」がある。内容としてはまず言葉に関する学術の相互の連関を示す表が掲げられている。次の頁には平仮名とその原字がいろはの順に表に掲げられており、異体字とその原字を示す表が付されている。次の頁には片仮名とその原字がいろはの順に表に掲げられている。異体の片仮名の例が注に取り上げられている<sup>(38)</sup>。

更に次の頁には五十音図が掲げられている。西周の五十音は特製である。五十種類の片仮名の字体が揃っていて、ア行の衣とヤ行の以とワ行の宇には特別の仮名が用いられている。この仮名は白井寛蔭の音韻假字考に倣ったものであるという。音韻假字考とは音韻假字用格のことである。白井寛蔭は平仮名については太田全斎の漢呉音図に倣い、片仮名については明了房秘記に倣って、ア行の伊と衣とヤ行の以と江とワ行の井と慧を区別し、またア行の有とワ行の宇とを区別している。

明了房秘記は偽書である。大矢透が喝破している通りである（付録四五頁）。明了房信範は鎌倉時代に実在した僧侶であり、悉曇字記明了房記という悉曇字記についての解説書を著しているが、明了房秘記とは明了房五十音秘記のことである。秘記は平安時代における悉曇学の大家であった安然の伝記であるが、安然の五十音を伝えると称する偽書である。白井寛蔭は、明了房秘記は偽書で

---

(38) 蓮沼啓介2015「西周における法哲学の展開（前編）」神戸法学雑誌65巻2号、124-126頁参照。

あるが、学説としては受け入れてよいという黒川春村の教えに従っているわけである。

西周は五十音の片仮名を発音符として用いることを企て、秘記が偽書であることを承知の上で、白井寛蔭が行った区別を引き継ぎ、かつて一度も使われたことのないヤ行の以とワ行の宇を含む文字を新たに採用するという提案を行っているのである。西周は秘記の学問的水準をひとまず認めた上で、更に一步を進めて発音符の開発に取り組んでいるのである<sup>(39)</sup>。

平仮名は古典や文語を書く文字であり、口語や俗語は片仮名で書けば良い。西周がこう考えていたことは明白である。西周は古典語は平仮名で（或はローマ字で）書くという方針を立て、歴史的仮名遣いに僅かの修正を加えることを企てていた。修正はハ行転呼音の表示の仕方である。ハ行転呼とは語中のハ行音がワ行音に発音される癖のことである。たとえば習わしは古くは習はしと発音された。西周はハ行転呼音は連濁が緩呼であるのと同様に基本的にはハ行音の緩呼であると捉えて、はひふへほというハ行の仮名に間濁点という左肩丸点ないし左肩二重点を付して示すという方針を提案している。これは契沖の唱えた歴史的仮名遣いよりもはるかに利用しやすい仮名遣いの提案である。蝶々であれば文語でてふてふと書く代わりに口語や俗語を片仮名でチヨウチヨウと発音通りに書く道が開かれているからである。あるいは蝶々の傍らにチヨウチヨウと片仮名を振ることもできる。子供達にはまず片仮名を教えて口語や俗語を書く手習いを覚えさせる。大人達には蝶々がなげててふてふのかを唐代の漢字音に遡ってきちんと説明する。

西周の文法論ではいろは歌は字母表の地位を保っている。これに対して五十音図は発音符を示す新機軸である。西周にあつては伝統と革新は釣り合っている。だが西周の文法論は日の目を見ることはなかった。明治十五年の秋に西周は過労のために脳の病に倒れてしまう。かくて西周は時代の先頭に立つ思想家の位置から引退することとなった。西周の退場により文明開化の語学は後退

(39) 蓮沼前掲、「西周稿本目録解題—春の部」105-107頁参照。

し、代わって復古国学に立つ翻訳語学が再登場する。

明治十九年に学制が改正され、いろは歌は学校教育から遠ざけられてしまう。五十音図が新しい字母表として採用され、相前後して歴史的仮名遣いが導入された。その結果、次の事態が発生した。平安中期にまずえが消え、平安後期におが消え、独立の母音があいうえおの五母音からあいうの三母音に減ってしまったという史実が包み隠されてしまう。更にハ行転呼の完成により江戸時代の始めには再びあいうえおという独立の五母音が復活したという史実もまた見えなくなる。ハ行転呼は日本史や日本語の底に流れる巨大な底流である。やがて王政復古をもたらす歴史の推進力の一つである。こうした言葉の勢いを隠す仕掛けがいろは歌の追放である。いろは歌は字母表の地位を五十音図に明け渡す。文明開化への反動として登場した復古国学はまず学校教育の現場に根を下ろしていく。大矢透が文部省に入った年のことである。やがて大矢はその学説を以ていろは歌を空海の名声から切り離すことに成功する。以来、仮名遣いは現代仮名遣いになったものの、いろは歌の作者は空海ではあり得ないとする大矢の学説は揺るぎない不動の定説として今日に至っている。

(付記)

(脳科学の時代がようやく始まった。三、四十年の内に人間の心理や思考を実理により解き明かす日が来ると予測される。それに先立って超理により理性の力を窺っておこう。

理性はなぜロジックの公理を受け入れるのか。公理に従う方が脳や心には心地よいからである。ここから排中律の使い分けが発生する。命題の論理形式には排中律は厳格に適用される。これに対して命題の自然形式には排中律は和やかに適用される。その方が脳や心には心地よいからである)。